

令和元年第3回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和元年9月12日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 武澤 豪	2番 北上 正弘
3番 後藤 修	4番 坂東 重夫
5番 藤本 功男	6番 笠井 安之
7番 中野 厚志	8番 笠井 一司
9番 川人 敏男	10番 檜原 伸
11番 松村 幸治	12番 吉田 稔
13番 森本 節弘	15番 檜原 賢二
16番 木村 松雄	17番 阿部 雅志
18番 出口 治男	19番 原田 定信
20番 三浦 三一	

欠席議員（1名）

14番 江澤 信明

会議録署名議員

3番 後藤 修 4番 坂東 重夫

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 藤井 正助	副市長 町田 寿人
副市長 木具 恵	教育長 坂東 英司
企画総務部長 安丸 学	市民部長 三浦 康雄
健康福祉部長 野崎 圭二	産業経済部長 阿部 芳郎
建設部長 川野 一郎	教育部長 矢田 正和
会計管理者 藤川 靖人	企画総務部次長 坂東 孝一
企画総務部次長 岩野 竜文	市民部次長 阿部 仁子
健康福祉部次長 寺井 加代子	健康福祉部次長 大森 章司
産業経済部次長 岩佐 賢二	建設部次長 猪尾 正
教育部次長 森北 博文	教育部次長 高田 敬二
吉野支所長 石川 久	土成支所長 成谷 史代

阿波支所長 妹尾 浩子

農業委員会事務局長 吉川 和宏

財政課長 稲井 誠司

水道課長 藤野 芳大

監査事務局長 大木 悠子

代表監査委員 上原 正一

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 阿 部 守

事務局議事総務課長 笠 井 久美代

事務局議事総務課長補佐 藤 岡 知 寛

議事日程

- 日程第 1 市政に対する一般質問
- 日程第 2 議案第 4 5 号 平成 3 0 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議案第 4 6 号 平成 3 0 年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議案第 4 7 号 平成 3 0 年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 4 8 号 平成 3 0 年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 4 9 号 平成 3 0 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 5 0 号 平成 3 0 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 5 1 号 平成 3 0 年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 5 2 号 平成 3 0 年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 0 議案第 5 3 号 平成 3 0 年度阿波市水道事業会計決算認定について
- 日程第 1 1 議案第 5 4 号 令和元年度阿波市一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 2 議案第 5 5 号 令和元年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 3 議案第 5 6 号 阿波市阿波支所の地番の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 5 7 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 5 8 号 阿波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

- 日程第 1 6 議案第 5 9 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 6 0 号 阿波市印鑑登録条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 6 1 号 阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 6 2 号 阿波市体育施設条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 6 3 号 阿波市立学校施設使用条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 6 4 号 阿波市水道事業給水条例の一部改正について

(日程第 2 ～日程第 2 1 質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長（森本節弘君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（森本節弘君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回は引き続き行います。

まず初めに、5番藤本功男君の一般質問を許可いたします。

5番藤本功君。

○5番（藤本功男君） 議席番号5番藤本功男です。よろしくお願いします。

朝一番ということで、気持ちは爽やかにスタートしたいと思いますので、よろしくお願いします。

今回私は、最近特にふえている外国人に焦点を当て、日本人と外国人が地域社会の構成員として一緒に生活するために何が必要かについて質問をします。

先日、インドネシアから阿波市に技能実習生として働きに来ているAさん21歳に話を聞くことができました。Aさんは自動車部品をつくっている工場で働き2年がたちます。私と普通に会話ができるくらい日本語が上手です。Aさんが一緒に働く工場の人たちは親切で、技術指導も丁寧で、働きがいがあるそうです。また、日本についての印象は、ごみが落ちておらずとてもきれいだし、交通ルールもよく守れていて好感が持てますということでありました。このAさん、母国の家族に毎月3万円の仕送りを欠かせません。彼の村では1カ月の給料以上の値打ちがあるそうです。土曜の夜には、阿波町にある地域総合型スポーツクラブに仲間と通い、日本人と楽しくフットサルをしています。Aさんのように比較的恵まれた環境で働いている技能実習生もいますが、日々の労働に追われ、さまざまな悩みや課題を抱えた技能実習生もいるようです。

そこで質問です。4月から改正出入国管理法が施行され、今までの技能実習制度に加え、新たな在留資格、特定技能1号、2号が加わりました。施行後、5カ月が過ぎましたが、労働実態に変化はあるのでしょうか。2点目として、阿波市で働く外国人に対する支

援は具体的にどのように進んでいるのかお尋ねします。

○議長（森本節弘君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） おはようございます。

それでは、藤本議員の一般質問の1問目、阿波市で働く外国人についての1点目として、改正出入国管理法の施行から5カ月、法の施行に伴って外国人の労働実態に変化はあるのか。それともう一つ、行政の支援は具体的にどのように進んでいるのかについて答弁させていただきます。

国におきましては、少子・高齢化による深刻な労働者不足を背景に、即戦力となる外国人労働者の受け入れを拡大するため、今年4月1日より改正出入国管理法が施行されております。この改正法では、農業や建設業など、14業種の外国人労働者を新たな在留資格である特定技能者に認定し、5年間に全国で約34万5,000人を受け入れることが見込まれております。この特定技能者となる外国人労働者は、相当程度の知識や技能を有し、報酬額も日本人と同等以上であること、また受け入れる企業などは日本語学習の機会を提供するなど、日常生活や職場、または社会生活上のさまざまな支援を行うことが義務づけられております。

このことから、出入国管理法の改正は、外国人を雇用する事業者にとっては、優秀な人材の確保につながり、一方で外国人労働者にとっては働きやすく、住みやすい環境づくりになると期待しているところであります。

そここ質問の1点目、改正出入国管理法の施行から5カ月、この施行に伴って外国人の労働実態に変化はあるのかであります。本市の外国人の数はこの8月末現在で507人となっており、出入国管理法の改正前である今年3月末時点と比較してみますと、外国人全体では17人増加しております。しかし、この増加は出入国管理法の改正による新たな在留資格を有する外国人ではなく、17人中16人が技能実習生となっております。このことから、外国人は増加しているものの、その多くが技能実習生であること、また市役所における各分野の担当窓口でも余り状況が変わっていないことから、今のところ改正出入国管理法による労働実態の変化は見られないと認識しております。

次に、2点目のご質問であります行政の支援はであります。先ほど申しましたとおり、改正された出入国管理法では受け入れる企業などに対し、報酬を初め、日常生活や職場、または社会生活上のさまざまな支援を行うことが義務づけられていることから、今後企業などの受け入れ態勢を注視するとともに、今年3月の第1回阿波市議会定例会におい

てご答弁させていただいたとおり、本市における外国人の増加状況などや国の動向を見きわめながら必要に応じた施策を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） 今の答弁で、新たな在留資格による外国人労働者はまだいないということがわかりました。阿波市の外国人は8月末現在で507人、県内では徳島市に次いで2番目に多いようです。そのうち80%は技能実習生ということです。

1993年にできた技能実習制度の本来の目的は、日本の進んだ技術を学び、それを母国で生かすという技能移転や国際貢献です。しかし、当初の目的と実態とはかなりずれが出てきているようでもあります。県内の外国人受け入れ事業所では、目的に沿った雇用内容を実現しようと努力しているところもありますが、一方で健康診断の未実施や長時間労働など、労働関係法令違反が60%近くあるようだということでもあります。

改正出入国管理法によって、外国人労働者の在留期間が特定1号は5年、2号は更新によって家族同伴で永住が可能になるということです。政府の予測ではありますが、今後3年を終えた技能実習生の半数近くがこの1号に移行するようでもあります。ここ阿波市でも、多くの職種で外国人労働者がふえ、彼ら抜きでは仕事が回らなくなる可能性もあります。国によっては、免除規定はありますが、税金を払い、医療保険の適用も受けている地域住民です。相談の窓口の設置、医療、保険、福祉サービスの環境整備など、早急に実態をつかみ、行政として支援体制を整える必要があるのではないのでしょうか。

次に、再問として、外国人との交流と多文化共生のまちづくりについて、今後市はどのような取り組みを進めていくのかお尋ねします。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 藤本議員の一般質問、阿波市に働く外国人についての3点目、外国人との交流等、多文化共生のまちづくりについてお答えを申し上げます。

本市では、外国籍の方が増加し、国際化が進展する中、国際化に対応したまちづくりとして、国際感覚を持った人材の育成、国際理解教育といった国際化を見据えた取り組み、案内や刊行物の外国語併記などを推進しているところでございます。

また、本市のホームページでは、多国籍が進む中、全ての外国人の母国語に対応することは困難なことから、掲載している情報に優しい日本語として振り仮名をつけるとともに、日本語による読み上げ機能を取り上げ、日本語をわかりやすく伝える工夫を行ってお

ります。

さらに、今議会に補正予算を計上させていただいておりますホームページ更新に当たりましては、幾つかの言語に対応できる翻訳機能を追加することとしており、外国人に対して行政や生活情報が提供できるよう取り組んでまいります。

今後、地域社会の構成員として、外国人住民の果たす役割は増していくことを認識しておりまして、外国人を観光客や一時的な滞在者としてだけでなく、生活者、地域住民として国籍や民族等にかかわらず、誰もが活躍できる社会づくりを市民の幅広い理解の上、民間団体等と連携、協働して推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） 外国人が日本で生活する上で、最も欲しいものの一つが情報だと思います。阿波市に住む外国人、多国籍化が進んでいます。優しい日本語、わかりやすい日本語による情報を強く求めていると思います。そういう意味で、今答弁にもありましたように、パソコンを利用している外国人にとってホームページの改善は大変うれしいことだと思います。振り仮名や読み上げ機能、実は私も最近まで知りませんでした。今回、実際にパソコンを開いて、振り仮名や読み上げ機能を使いますと大変便利なんですね。これは単に外国人というだけでなく、耳が不自由であったり、目の不自由な方についても大変大きな役割を果たすんじゃないかなと、そういう気がいたしました。

さらに今後、今の答弁で翻訳機能を追加するということでもありますので、共生のための支援ということには大いにつながるような気がいたします。ただ、スマホからこの機能が使えるかという点はまだ課題がありますので、ぜひともこれについても今後ご検討いただけたらありがたいと思います。

先日、私の隣の自治会では、農業を手伝いながら民泊をしているフランス人2名と交流会をしました。会堂で皆でカレーライスを食べ、フランスの生活文化をプレゼンで紹介してもらい意見交換をしました。打ち解けた雰囲気となって、参加された皆さん大変喜んでおりました。この自治会では今後もこのような交流をしていくということです。

8月11日、あわ阿波おどり2019が開かれました。ここでもベトナム人の実習生がにわか連に参加して笑顔いっぱい交流を深めておりましたね。答弁でもあったように、同じ地域に住む生活者、地域住民として受け入れ、お互いの文化や考え方を知り合う努力をすることが多文化共生に近づく一歩だと思います。阿波市にまた来たいと思う外国人が



一人でもふえるようなまちづくりが望まれると思います。

次に移ります。

6月28日、国会で日本語教育推進法が成立しました。これが成立したと同時に施行されたわけではありますが、この法律は日本に住む外国籍の子どもや大人に対して、日本語での生活がスムーズに行くように支援するために、国や自治体、事業主の責務などを定めたものです。現在、徳島県の半数近くの市町村が外国人向けの日本語教室を開設しています。しかし、8市の中で唯一阿波市だけがまだ開かれておりません。

そこで質問です。外国人向けの日本語教室の開設について、市はどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（森本節弘君） 矢田教育部長。

○教育部長（矢田正和君） 藤本議員の一般質問の2問目、日本語教育と多文化共生についての1点目。外国人向けの日本語教室の開催について、市はどのように考えているのかのご質問に答弁させていただきます。

さきに、阿部産業経済部長より答弁がありましたとおり、本年8月末における外国人数は507人であり、この数は阿波市人口の約1.4%に相当します。内訳を国籍別で見ますと、多い順でベトナム国が197人、中国が177人、タイ国が38人となっており、在留の資格別で見ますと、技能実習生が375人、永住者が79人、特別永住者が10人、その他の転勤、定住配偶者の方などで43人となっております。この中で、大半の74%を占めます技能実習生の方につきましては、日本語能力試験の認定を受けること、または小学生高学年レベルでの日本語能力が入国時に適用とされることから、既にある程度の日常会話はできるものと推察されます。

議員ご質問の日本語教室の開催について、近隣市町に確認したところ、国際交流協会等の民間団体によって日本語教室は開催されているとのことでありましたが、本市におきましては、阿波国際交流協会を初めとする徳島県国際交流協会に登録されました市内3つの民間団体における日本語教室開催などの実績はまだないようでございます。

市としましては、今後外国人を受け入れる団体や国際交流協会等の協力を得ながら、日本語教室のあり方についての調査研究を進めてまいりたいと考えております。そして、民間団体との連携を深めることで、在日外国人の方と市民との交流につなげ、お互いの生活習慣や言葉、文化を理解しながら活力ある共生社会の実現、並びに友好関係の維持発展を目指してまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） 私、今回の質問に際して、幾つかの事業所を訪問してきました。雇用主の方といろいろとお話をすることができました。そこで外国人を労働力として大変頼りにしていることや、日本語が十分ではなくて意思疎通に困ることがあるなど、日本語教室へのニーズが高いことがわかりました。また、他市で行われている日本語教室や阿波市の事業所内で行われている日本語教室にも参加してきました。貴重な休日を使って、真剣に日本語を学ぶ姿や、熱心に指導する日本人ボランティアの様子を見て、日本語教室の役割を肌で感じることができました。

この日本語教室では、悩み事の相談、生活をする上での情報、ほかの外国人との交流など、外国人にとってとても大切な場所になっていることもわかりました。今後、市当局には民間の動きを後押しし、日本語教室開設に向けて組織、体制づくりにご支援いただくことをお願い申し上げます。

次に再問として、学校における外国籍の子どもの日本語教育はどうなっているのか。さらに学校における多文化共生の取り組みはどうなっているのかについてお尋ねします。

○議長（森本節弘君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 藤本議員の再問、学校における外国籍の子どもへの日本語教育、そして学校における多文化共生の取り組みについてお答えをいたします。

現在、市内の小・中学校には、外国籍の児童・生徒が7名在籍しておりますが、日本語の読み書きができることから支障なく授業を受けております。近年、グローバル化が急速に進む中において、定住外国人の増加に加え、国際結婚の増加、日本生まれの外国人児童・生徒の増加などにより、本市でも日本語指導が必要な児童・生徒がふえてくと予測されます。こうした児童・生徒に対しましては、県の帰国・外国人児童生徒いきいき事業を活用し、日本語講師を配置できるようにしております。現在、日本籍ではありますが、海外での生活が長く、日本語指導が必要な児童1名に対してこの事業を活用をしております。

次に、学校における多文化共生の取り組みについてお答えいたします。

多文化共生に関する学習は、国籍や民族の違いを認め、対等な立場でそれぞれの個性が発揮できる豊かな社会を目指すことであり、学校教育の中においても大変重要な教育であると考えております。

現在、市内の小・中学校では、教科だけでなく、学校行事や総合的な学習の時間などを活用し、創意工夫を生かしながら多文化共生の学習が行われております。一例を申しますと、英語活動の中でさまざまな国の文化を取り上げたり、社会科では世界の国々の学習の中で自分とのつながりを考えるなど、他国との文化や生活の理解を意識した学習に取り組んでおります。また、全校集会などで、定住外国人の方に自国の食事や遊びなど、文化、生活を紹介してもらう時間を設け、我が国と他国の文化の違いについて理解したり、人権学習の中で外国人への差別解消について考えを深めたりするなど、共生社会の実現に向けた教育がなされております。

教育委員会といたしましても、今後増加してくると予測されます外国人児童・生徒の受け入れに迅速に対応できるよう学校としっかり連携をし、多文化共生社会の実現に向けた環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（森本節弘君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） ただいまの答弁で、阿波市でも外国籍の子どもがふえてきており、日本語指導のニーズが高まる傾向にあるということがわかりました。また、外国の文化や生活、ものの考え方を理解し合いながらともに生きていく多文化共生について、教科や学校行事、総合的な学習の時間など、さまざまな場を通じて推進しているということもわかりました。

阿波市は今後も人口が徐々に減っていきます。一方で、外国人はふえ、地域経済や文化の育成に欠かせない存在になっていくことだと思えます。しかし、同じ外国人であっても、欧米など英語圏の人たちに比べ、東南アジアの人たちなどに対する差別や偏見は根強く残っているのではないのでしょうか。言葉や習慣、文化の違いが壁となっているような気がします。まず、学校でその壁を取り払い、広い国際感覚を身につけた子どもを育てていただきたいと思えます。

私たち大人は、地域で外国人に出会ったら積極的に声をかけ合うなど、小さな交流から始めお互いを理解する努力が欠かせないと思えます。地域を生き生きと持続可能な場所にしていく。高齢者、障害者、外国人など、社会的に弱い立場に立たされがちな人が住みやすい地域にしていくのは私たち皆の使命ではないのでしょうか。と同時に、この阿波市の魅力を、価値を高めることにもつながっていくだろうと思っております。

最後に、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に向けて、一市民として協力す

ることをお約束しまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（森本節弘君） これで5番藤本功男君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（森本節弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番川人敏男君の一般質問を許可いたします。

9番川人敏男君。

○9番（川人敏男君） おはようございます。

9番川人敏男です。よろしくお願いします。

最初に、一部事務組合等で連携をしておりました川真田市長がお亡くなりになりましたので哀悼の意を表したいと思います。

それでは早速質問に入ります。全部で5問質問します。第1問から第3問までは市民の方々が期待と不安を持って見守っている企業誘致、ごみ処理施設の改築、スマートインターの建設を取り上げました。特に、施策を進める裏づけとなる今年度の予算の計上と担当者の配置、また施策に対する投資効果が適切で、十分な根拠を持っているのか等々について質問したいと思います。

まず、施策推進の根幹として予算化すること、担当職員を配置することで初めて施策は動き出します。このことを念頭に質問を進めてまいります。

第1問は企業誘致に関してです。本年度に幾ら予算計上していますか、担当職員の配置は増員されていますか、答弁を求めます。

○議長（森本節弘君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 川人議員の一般質問の1問目、企業誘致について、本年度の予算及び担当職員の配置について答弁させていただきます。

最初に、本年度の企業誘致に関する予算でございますが、企業誘致の候補地における道路、水道、排水等の現況調査や土地の勾配また高低差や地盤状況、さらに水質などを調査する企業誘致適地調査業務費として254万1,000円、また優良農地においても企業立地が可能となる農村地域産業等導入促進実施計画の策定業務費として、2件で447万

4, 000円、そのほか企業誘致リーフレットの印刷費等を含めると、本年度の企業誘致に関する予算額は合計で777万1,000円となっております。

次に、企業誘致の担当職員の配置でございますが、昨年度までは他の業務を兼務しながら1名体制で業務を進めておりましたが、最近では経済が回復基調を続けていることや、本市が地震や津波の影響を受けない内陸部に位置していることなどから、企業側から立地に関するご相談や問い合わせが増加してまいりました。このことから、相談や問い合わせに迅速に対応できるよう本年度からは企業誘致の専属職員2名を配置し、企業誘致の推進を強化しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） 予算は適地調査の委託料等777万円を計上しております。職員も商工観光課全体で2名の増員となっており、本気で取り組もうという姿勢に好感が持てます。しかしながら、県全体の企業誘致状況は2017年度までの5年間で県企業立地補助金を活用してサテライトオフィスやコールセンターなどで20社、経済波及効果、雇用が期待される製造業は1社にとどまっています。県外からは徳島へなかなか目を向けてくれないのが現実です。その上、本市の受け入れは、本四連絡橋の通行料金がネックとなることはもとより、県営工業団地が完売してほかにないこと、就労者の確保等の懸念が考えられます。ただし、県内に既に立地している企業は、津波の影響がないことから移転先として検討していただけるんじゃないでしょうか。

そこで1点目は、市が力を入れているオーダーメイド型の工場誘致はどのような手順で、どの程度の準備期間を要すると考えていますか、農地の転用手続等を含めて説明を求めます。2点目は、企業誘致活動は、市としてどんな業種を対象に、どんな手段で働きかけるのですか。

○議長（森本節弘君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 川人議員の再問の1点目、オーダーメイド型の工場誘致はどのような手順で、どの程度の準備期間を要するか。2点目にどんな業種を対象に、どんな手段で働きかけるのかについて答弁させていただきます。

初めに、オーダーメイド型の工場誘致の手順ですが、まずは企業が望む工場用地等の規模や面積、また形状や地理的要因など、さまざまな条件をお聞きした上で、できるだけ多くの企業ニーズに応えることができる適地や市有施設を選択し、企業との緊密な連

携のもと十分協議を重ねながら企業進出の実現に向けて取り組みを進めております。

また、どの程度の準備期間を要するかであります、具体的に申し上げますと、市有施設を活用して昨年の10月に進出しました株式会社リトルアンデルセンにつきましては、昨年2月に現地を確認された後、6月に市有物件の利活用に関する協定書、また8月には市有物件の賃貸借契約書を締結し、施設の改修工事に着手しておりますので、準備期間といたしましては約6カ月となっております。

次に、農地を利用する株式会社トマトパーク徳島につきましては、昨年12月にご相談をいただいた後、適地の選定、用地交渉や埋蔵文化財などの調査を経まして、現在建設工事に着手されておりますので、準備期間といたしましては約9カ月となっております。

次に、農地転用が必要な場合は、候補地が農地であるか否か、また農地の中でも優良農地であるか否かによって手続に要する期間は変わってまいります、本市の多くが優良農地であることから、優良農地を例にご説明させていただきますと、農村地域産業等導入促進実施計画の策定を初め、市や県の開発許可申請、また農用地区域からの除外申請や転用許可申請など、多くの手続が必要となることから、一概には言えませんが、工場等の建設工事の着手までに要する期間は、用地確保等が順調に進みますと1年半から2年程度と考えております。

次に2点目のどんな業種を対象に、どんな手段で働きかけるのかであります、初めに対象業種であります、本市はこれまで阿波市工場設置奨励条例により、製造業に関して優遇措置を設け、企業誘致を進めてまいりましたが、昨年度からは阿波市企業立地促進条例へ改正し、情報通信業など近年の多様化した企業にも幅広く対応できるよう対象業種の拡大を行っております。

このことから、本市としましては議員ご質問にもありましたとおり、経済波及効果や雇用に大きく期待できる製造業や農業についてはもちろんであります、市民や地域にとってどのような利益をもたらしてくれるかを見きわめながら、幅広い業種を視野に入れ企業誘致活動を進めてまいりたいと考えております。

次にどんな手段で働きかけるのかであります、企業誘致のリーフレットを作成し、優遇措置や地理的優勢などについて、市のホームページや県外で開催される徳島県人会、イベント時において配布するなど、企業誘致活動を進めております。加えて、徳島県企業支援課を初めとする関係部局との情報共有や連携を密にし、常に最新の企業の動向把握に努め、企業のオーダーに即した誘致を実践してまいりたいと考えているところであります。

引き続き企業誘致活動につきましては、誠意や熱意を持って粘り強く働きかけ、一つでも多くの企業が本市に進出していただけるよう努力してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） 近年、農業立市の優位性を活用して、農業関係の企業が2社立地いたしました。幅広い業種に広げて誘致するには、それ以外にいろいろな課題が生じてくるのではないかと思います。市はオーダーメイド型の工場誘致にアドバランを上げています。オーダーメイド型の工場誘致は用地買収から立地するまでに長期間かかり、企業側のニーズに適時、適切に応じられるかが問題になりそうです。

そもそも企業誘致は、グローバル化しており、安価な人件費の有利性等から東南アジアを初め、広く全世界が競争相手になります。国内でも全市町村がウエルカムの姿勢であり、競争相手となります。したがって、予算をつけ、担当者を配置してもこの施策は長期間かかり、あるいは空振りになる可能性もあります。いずれにしても、最終的に企業側が判断することになります。積極果敢にチャレンジして企業をその気にさせる熱い情熱を期待しております。

以上で第1問を終わります。

第2問に移ります。

第2問は、ごみ焼却施設の改築についてです。本年度中央広域環境センターの改築関係の予算は幾ら計上していますか、昨年度に比べて幾ら増額になっていますか、また事業推進体制の強化を図りましたか、以上答弁を求めます。

○議長（森本節弘君） 三浦市民部長。

○市民部長（三浦康雄君） 川人議員の一般質問2問目、ごみ焼却施設の改築についての1点目、本年度の予算の状況及び推進体制はどうなっているのかについて答弁させていただきます。

新ごみ処理施設の実施主体であります中央広域環境施設組合では、本年度予算で新ごみ処理施設整備基本構想等策定業務、新ごみ処理施設整備に係る適地選定支援業務の各委託費を計上し、新ごみ処理施設の建設に向けた準備を行っております。

それぞれの業務内容と予算額について申し上げますと、まず新ごみ処理施設整備基本構想等策定業務は、ごみの焼却、資源化技術等、最新の技術的動向の把握を行い、その調査結果をもとに処理方法の検討を行い、事業の方向性を明らかにする業務であり、予算額7

92万円を計上しております。新ごみ処理施設整備に係る適地選定支援業務は、候補地の適正を判断する業務であり、予算額715万円を計上しております。

次に、昨年度に比べて幾ら増額になったのかについてでございますが、平成30年度予算には、新ごみ処理施設に関する予算は計上しておりませんので、今回の予算計上が増額となっております。

次に、事業の推進体制の強化を図ったのかについてでございますが、本市から中央広域環境施設組合に派遣する職員は、本来であれば本年度から2年間新たな職員を派遣する年回りではございますが、新ごみ処理施設の建設に関する重要な時期であることから、過去に例のない派遣期間の延長を行い、事業推進体制の強化を図っております。

また、1市2町で構成する新ごみ処理施設整備検討会をこれまで8回開催し、新たな処理施設を検討する組織として議論を重ねているところでございます。加えて、1市2町の副長による個別協議を開催し、1市2町の連携を深め、円滑な事業推進を図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） 市はようやく重い腰を上げました。今年度整備基本構想等策定業務委託料792万円、適地選定支援業務委託料715万円を計上して、大きな一歩を踏み出しました。しかし、全体スケジュールとしてはスタートラインに立ったという段階と見られました。現時点では、肝心の建設場所は決まっておられません。施設自体の基本構想案も策定されておられません。地元との約束である6年後の2025年までの完成は、今からどんな手を打っても物理的に到底無理な状況となってきました。施設自体の耐用年数がまだまだあるという思いなのか、スローモーな取り組みと思います。

いずれにしても、ごみ処理施設は市民の暮らしに欠かせない施設です。これからが本番で市長の真価が問われます。そこで、推進体制の鍵を握っていると考えられますが、現状のままで進めるのか、今後体制の強化策として人材の確保、配置等を考えているのか、答弁を求めます。

○議長（森本節弘君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 川人議員の一般質問の2問目、ごみ焼却施設の改築についての2点目。今後、体制の強化は図るのかについて答弁いたします。

今後のごみ処理施設の建設に係る業務につきましては、本市及び構成2町でございます



板野町、上板町にとっても大変重要な業務であると認識しておるところでございます。今後の事業の進捗にあわせて予算も必要なことから、両町とも協議をしながら的確な組織体制が構築できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（森本節弘君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） ごみ処理施設の改築を円滑にするためには、人材を十分確保することが大切だろうと思います。現場責任者の確保、また技術職員の確保を初め、現場の体制を充実することが先決となります。ごみ焼却施設はご承知のとおり、一部事務組合が所管しておりますので、改めて基本的な枠組みを私なりに整理します。

いわゆる迷惑施設は全国津々浦々どこへ行っても周辺住民とのトラブルを招いています。そんな中でも、トップと周辺住民との直接対話で信頼感を醸成し、建設にこぎつけています。中央広域環境センターも最初の建設段階において、周辺住民との泥沼化した状況をクリアしてきております。

いずれにしても、今回の改築は本市最大の課題となっており、同時に最大の試練に遭遇しています。次に、建設及び運営管理は阿波市、上板町、板野町で構成する一部事務組合が所管することになります。本市では、市長と市議会を代表して若干の議員が組合議員となり担当します。市議会全体としては、予算の審議を通じて会議をする仕組みとなっております。したがって、議会での議論をなおざりにして、結果的に遅れや先送りになってさらに混迷したり、腫れ物にさわるがごとく取り扱うのはいかがかと思っています。

私は、県外のごみ処理施設を2カ所、県内のごみ処理施設を1カ所を視察しました。その中で、周辺住民の理解を得るためにどこの施設も80回以上住民と対話していることが強烈に記憶に残っています。今後は、市長が市長としての役割を果たしていただくために、関係住民との直接対話を重ねて誠実に頑張るしか道はなさそうです。この事業に限っては、エアコンのきいた部屋で机に向かっては一步も前に進まないことはご承知のとおりです。

そこで、市長としての覚悟を改めて承りたいと思います。

○議長（森本節弘君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 再問の市長としての覚悟を改めて承りたいについて答弁をいたします。

ごみ処理施設は市民の皆様の生活環境を守る上で、市民生活にはなくてはならない施設

でございます。建設に向け、阿波市を含めた構成2町で一丸となって取り組んでいるところでございまして、最重要施策の一つでもございます。次期施設につきましては、新ごみ処理施設整備基本構想等策定業務におきまして、複数の処理方式についてメリットやデメリットを整理し、1市2町で構成する新ごみ処理施設整備検討会において検討を重ねてまいりました。その結果、昨日も松村幸治議員の一般質問にも答弁いたしましたけども、ごみを焼却しないことからダイオキシン等の発生がなく、環境に負荷をかけないこと、建設コストにすぐれ、ランニングコストも安価なことなどを高く評価し、ごみを資源化する燃料化方式を採用することといたしました。処理方式が決定したことから、施設の規模や環境への影響を精査し、最適な候補地の選定に向け鋭意取り組んでまいります。

○議長（森本節弘君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） これは住民との直接対話をしたり、これからもいろんな紆余曲折があるかと思えますけれども、ぜひ頑張っていていただけたらと思います。

それでは第3問、スマートインターについて伺います。

土成インターと脇町インターの距離が18.8キロメートルとやや長くなっているのですが、阿波市が希望するならスマートインターの建設が可能であると国の方針が示されました。このため市議会では、建設場所と整備効果をめぐって、賛成、反対の意見が交錯していました。ところが、8月20日になし崩し的に建設場所の最有力候補地として市場町尾開地区に絞り込んだとの報告がありました。

そこで早速現地を視察し検証しました。建設予定地は土成インターから西へ約7キロの地点、車で下道を走りましたが時間は約8分、高速道を走れば恐らく4分以内で、極めて近い距離にあらうかと思えます。讃岐山脈の山裾に位置し、北側は山で行きどまり、南側の丘陵地に人家がまばらに点在、接続する道路は市道山麓東西1号線で、県道津田川島線を経由して、県道鳴門池田線へのアクセスとなります。途中、スムーズな交通を確保するため、交差点改良等を余儀なくされます。

一方、隣接する土成インター、脇町インター、美馬インターは全て国道に接続し、香川県の各市とも連絡し、交通の結節点となっています。スマートインターはこれに比較しますと月とスッポンぐらい見劣りすると言わざるを得ません。これらの状況から、誰が何のために利用し、どんな必要性があるのか理解できにくいスマートインターです。

次に、スマートインターの概算経費は約30億円、そのうち本市の負担分は4億円程度となります。ご承知のように、本市は人口減少に歯どめがかからず、少子・高齢化がどん

どん進んでいます。こんな状況の中でスマートインターに多額の税金をつぎ込み、地域振興にどのような効果が期待できるのかがポイントです。肝心かなめのことですので、具体的な根拠を示して副市長に答弁を求めます。

1点目は、スマートインターが農産物の出荷にどのように役立つと分析していますか、2点目は、スマートインターが地域経済活動にどのように役立つと分析していますか、3点目はスマートインターが観光振興にどのように役立つと分析していますか、4点目は、スマートインターが救命救急にどのように役立つと分析していますか、以上答弁を求めます。

○議長（森本節弘君） 木具副市長。

○副市長（木具 恵君） 川人議員の一般質問の3問目、スマートインターチェンジの効果について4点ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の農産物の出荷につきましては、本市の基幹産業である農業振興のため、販路拡大や特産品のPR活動の強化を図る中で、高速道路のアクセス向上により、関西圏を中心とした大消費地に対し、朝採れ農産物の出荷など、新鮮な農産物の供給が期待できます。

2点目の地域経済活動につきましては、企業誘致に加え、新産業の創出や起業の際に交通アクセスのよさが重要な判断材料となることから、スマートインターチェンジの設置は、立地ポテンシャルの向上における企業誘致の弾みとなり、経済活動の活性化にも大きな効果が期待できます。

3点目の観光の振興につきましては、阿波市に点在する観光施設や食、味覚スポットの周遊性が向上するとともに、国の天然記念物阿波の土柱や市外から集客力が高い阿波オープンガーデンや阿波シティマラソンなどの大規模集客イベントへの利便性が向上し、さらなる交流人口の拡大につながると考えています。

4点目の救命救急につきましては、現在阿波市の救急搬送は、阿波病院や吉野川医療センターが多くを占めていますが、重篤患者を受け入れる第3次救急医療施設への搬送は県立中央病院が大半を占めていることから、阿波町や市場町の山間部からの搬送が課題であり、スマートインターチェンジによる搬送時間の短縮は、救急医療活動の強化につながります。また、阿波病院から第3次医療施設への転院も高速道路のアクセス向上により、搬送時間短縮につながります。さらに、災害発生時に防災拠点となるアエルワへの物資輸送の効率化や支援部隊、ボランティアの受援基盤の拡大につながり、復旧、復興時における効率化が期待できます。

このように、スマートインターチェンジは地域活性化や有事にも欠かせない施設であることから、引き続き関係機関との連携を図りながら早期実現を目指し取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） まず、農産物の出荷についてであります。運送業者というのは大体燃料代、人件費、高速代、この3つが大きく占めておるわけなんですけれども、燃料代や人件費はなかなか節約できませんが、高速代は下道を走ることによって節約が可能ですので、県道鳴池線等を非常に多く通行しているのが現実であろうと思います。ちなみに、高速道路を全線利用した場合には、大体往復で2万円ちょいぐらい要ります。それで一般道路を通るとか、それから神戸垂水、明石海峡大橋を通るとか、そういうことをすると大体9,000円ぐらいでおさまります。したがって、運送業者はそういうことをせざるを得んと。そやから、言うたらそんなに利用価値があるとは思いません。

次に、地域経済活動につきましても、建設予定地が非常に山の中にありますので、地域活動にどういう形で結びつくのか、全くイメージできません。

次に、観光振興につきましても土成インターがある、脇町インターがある、土柱だったら脇町インターが近いし、土成インターは宮川内のたらいいうどんとか、それからフルーツロードみたいなところはほかのインターを利用するのではないかということで、余り活用されんのではないかという心配がございます。

救命救急につきましても、昨年度市場町から市外に搬送した状況を調べてみると、吉野川医療センターが182人で77%、県立中央病院が41人で17%、徳島大学病院が9人で4%、徳島赤十字病院が4人で2%と、こういう形になっております。病院を皆調べてみると、吉野川を挟んで対岸、つまり国道192号線沿いにあります。したがって、ここから例えば藍住のインター行くとか、それから徳島のインターまで行って、そこから病院へ行くいうんは非効率的だと思われま。そういうことで、私が今言うように余り利用価値がないのではないかいなという心配をします。

そこで、スマートインターにゴーサインを出したのは、何を判断根拠にし、何を期待してのことですか、市長に総括して答弁を求めます。

○議長（森本節弘君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 川人議員の3問目、スマートインターチェンジについての再問、

ゴーサインを出した判断根拠及び期待について答弁いたします。

スマートインターチェンジ整備につきましては、平成25年度から検討をしまして、平成27年度には国の準備段階調査箇所を選定されました。その後、準備を重ねましてようやく本年度におきまして連結許可申請を行うことができました。本市では、雇用の創出や地域産業の活性化を図るため、企業誘致に積極的に取り組んでおります。多くの企業関係者と接触する中で、進出の条件の一番に取り上げられているのがインターチェンジの存在でございます。しかしながら、徳島自動車道の脇町インターチェンジと土成インターチェンジ間は18.8キロメートルの区間距離があり、高速道路ネットワークの機能を最大限に発揮し、地域活性化を図るためにはスマートインターチェンジの設置が必要不可欠と考えております。先ほど、木具副市長よりお答えしましたとおり、スマートインターチェンジは農業、地域経済活動の支援や医療活動の支援、さらには観光周遊性の向上による観光資源の活用や交流人口の拡大など、多くの効果が期待できる本市活性化の起爆剤となる重要な施設でございます。さらに、整備事業費は約30億円でございますけれども、本市が負担する接続道路等の整備費4億円につきましては、国の補助金や合併特例債を有効活用することで実質的な負担額である市の一般財源は1億円程度でスマートインターチェンジが設置できることとなります。

このように、さまざまな効果と市の負担、さらには本市の将来を総合的に考えたとき、スマートインターチェンジは本市にとってなくてはならない施設と判断いたしました。特に、総合戦略で2060年度、人口3万人以上を確保することを掲げております。引き続き、国や県、また事業主体となる西日本高速道路株式会社と連携を図りながら、早期実現を目指し取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（森本節弘君） 済いません、質問の途中なんですけれども、この3点目の質問で休憩をとりたいと思いますので、4問目以降、午後からとさせていただきたいと思います。そういう部分でまとめてお願い申し上げます。

川人敏男君。

○9番（川人敏男君） ただいま担当部長、副市長、市長からのご答弁いただきましたけれども、私はどの角度から検証しても首をかしげざるを得ません。ここは一つ、冷静な賢者の選択をしていただきたいと希望します。

このまま強行すれば、無用の長物となり、藤井市政の負のレガシーになりはしないかと

心配します。

以上、第1問から第3問まで質問してまいりましたが、企業誘致とスマートインターは投資効果をしんしゃくしながら慎重に取り組まれてはいかがと思います。ごみ焼却施設の改築は、市民の暮らしに密着し、どうしてもなされなければならない事業です。最優先で取り組み、最大限スピードアップを図っていただきたいと切望します。

○議長（森本節弘君） それでは暫時休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（森本節弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

9番川人敏男君の一般質問を継続いたします。

9番川人敏男君。

○9番（川人敏男君） 午前中に第1問から3問まで質問させていただいたわけですが、昼をまたいで2問残っておりますので、引き続き質問させていただきます。

第4問は教育の問題についてです。

第4問は、世界はグローバル化と情報化の進展により、あらゆる分野で変革期を迎えています。このため、学校教育の中で英語教育及びICT、いわゆる情報通信技術の活用教育をどのように取り組んでいるのかをお伺いします。

1点目は、英語教育についてです。ご承知のように、近年におけるグローバル化は目覚ましく、国内の一流企業の中には打ち合わせ、会議等初め、全てのコミュニケーションを英語で行うことにした企業が次々とあらわれております。国でも、世界で通用する人材を育てるため、学習指導要領を改訂し、令和2年度から小学生、中学生に英語力を身につけさせる取り組みを全面的に実施することにしております。

そこで1つ目は、本市が国に先立ち、英語教育の充実を図っているそうですが、その概要について答弁を求めます。2つ目は、英語教育に関する教員の養成についてどのように取り組んでいますか、答弁を求めます。3つ目は、英語力がどれだけ身についたかを客観的に評価することは、生徒にとっても、教員にとっても、学習意欲を高め、英語力を育成する上で極めて大切なことです。そこで、日本英語検定協会が行う実用英語技能検定を積極的に活用するため、検定料に対して市が補助金を支給することを提案します。

以上、3点について答弁を求めます。

○議長（森本節弘君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 川人委員の一般質問、英語教育について3点のご質問をいただいております。順次お答えいたします。

1点目の英語教育は、国に先立ち充実を図っているが、その概要につきましてお答えいたします。

本市では、中学校での外国語指導助手ALTに加え、県内でいち早く小学校に英語講師を配置し、全学年で英語活動を実施してきました。また、平成26年度には、徳島県で唯一文部科学省の外国語教育強化地域拠点事業の指定を受け、小・中学校の連続性を意識した外国語教育を展開してまいりました。さらに、小学校5、6年の英語教育と4歳、5歳児を対象とした英語活動も実施をしております。

次に、2点目の教員の養成にどのように取り組んでいるかにつきましては、本市では県教委主催の研修に加え、夏季休業日中に小学校の先生と本市の英語講師を対象に外国語教育夏期研修会を開き、英語教育の指導力向上に努めており、本年度は大学の教授を招き、小学校英語教育の実践にかかわる研修を行いました。また、小学校の先生と中学校の英語担当教師による外国語教育推進委員会を定期的に行き、小学校からの学習が中学校にスムーズに移行できるよう連携を図っているところでございます。

次、3点目の英語技能検定の検定料に補助金を支給してはかがかについてお答えをいたします。

本市では、これまで小学校から中学校まで英語教育に力を入れてきたところ、実技英語検定、いわゆる英検に多くの生徒が望むようになり、平成30年度では260名の中学生が英検を受検いたしました。英検を受検するに当たりましては、現在級により2,000円から9,500円の検定料が必要になります。英検の取得は、学習レベルに応じて受験する級をステップアップできることから、生徒の学習意欲の向上につながることでありと認識をしております。

今後、一人でも多くの生徒が社会で通用する英語を身につけるため、英検の検定料の補助は一つの有効な手段となることから、補助制度の創設について検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（森本節弘君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） ただいまご答弁がありましたように、英語教育を先行的に実施したことはまことに有意義でなかろうかと思っております。

次に、2点目のほうに入りますけれども、ICT、いわゆる情報通信技術を活用した教育内容についてお伺いします。

日常生活の中でもAI、いわゆる人工知能データを使いこなす場面がふえています。現代の読み・書き・そろばんと言われるほど情報教育の重要性が再認識されております。

そこで1つ目は、既にタブレット型端末等を導入していますが、教育現場で具体的にどのように活用していますか、事例を挙げて答弁を求めます。2つ目は、ICT活用に苦手な意識を持つ教員が少なくないと思いますが、サポート体制をどのようにしていますか。あわせて、教員に対して資質の向上を図るため、どのような取り組みをなさっていますか、答弁を求めます。

○議長（森本節弘君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 再問1点目、タブレット型端末等をどのように活用しているかと、2点目の教員へのサポート体制をどうしているかについてお答えをいたします。

タブレット型端末につきましては、教育現場でタブレットを活用することで視聴覚教材を用いた学習やアンケート機能を活用し、瞬時に意見の集約ができたり、作品を拡大表示したりすることが可能となり、さらには調べ学習や協働学習の時間の短縮が見込まれ、主体的、対話的な学習に時間が多くかけられるようになってまいりました。

また、プログラミング教育を取り入れた先進的な授業も始まっており、今後ともICT機器の特性や有用性を最大限に生かした授業ができるよう一層努めてまいります。一方で、ICTの苦手な教員に対しましては、サポート体制の充実が課題であることから、今年度はICT関係の研究者だけでなく、学力向上推進講師を加えた2人体制でICTの効果的な活用や機器の取り扱いの支援を行っております。また、授業開示を目指した校内研修に取り組むことにより、教職員の資質の向上を図っております。

以上、答弁といたします。

（20番 三浦三一君 入室 午後1時39分）

○議長（森本節弘君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） 新しい時代に臆することなく、着々のご努力をなさっていることに対しまして敬意を表します。そこで、その努力を結果に結びつけることが大切です。そのため2点お伺いします。

英語教育における国に先立った取り組み、タブレット型端末の導入、さらに全小学校・中学校にエアコンの設置等、近年における教育環境は相当充実してきております。そこで



1つは、全国学力テストの結果にどのようにあらわれているのか答弁を求めます。2つ目は、英検の検査料は数千円必要ですが、市が補助金を交付してはいかがと提案します。予算を握る市長のご見解をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（森本節弘君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 川人議員の英語教育の取り組み、タブレットの導入、エアコンの設置等が全国学力・学習状況調査結果にどのようにあらわれているかについてお答えいたします。

議員ご指摘のように、本市では早くから英語教育に取り組むとともに、いち早くタブレットの導入や全学校にエアコンを設置し、より効率的で適切な学習環境を整え、本市の宝である児童・生徒の健やかな育成に力を注いでまいりました。今年度小学校6年生と中学校3年生を対象に行われました全国学力・学習状況調査によりますと、小学校の国語においては4つの観点のうち、話、聞くこと、読むこと、伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項の3つの観点で県平均を上回っております。中学校の英語では、聞くこと、話すことの領域のポイントが高く、特に情報や考えなどを即興でやりとりしたり、相手の話す内容を踏まえて、それに関連した質問や意見を述べたりすることでよい結果が出ました。

全国学力・学習状況調査の結果の公表に関しましては、教科ごとの成績の傾向と学習状況調査の分析結果を今後十分に検討し、ホームページなどで公開する予定となっております。

また、今年の1月に全国的に行いました中学生の英語能力判定テストでは、本市の中学校3年生で、英検3級程度以上の生徒が59%という結果となり、この値は県の目標でございます50%を超えており、今までの英語教育の取り組みに効果があったと考えております。

今後におきましても、これらの事業の効果や課題を十分検証しながら、英語教育の小・中の連携の充実やICT機器の効果的な活用を一層進め、本市の児童・生徒の夢や希望がかなえられるよう学校環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（森本節弘君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 川人議員の再々問、英語教育技能検定の検定料を市が補助金を交付してはどうかについて答弁いたします。

本市では、他の市町村に先駆けまして、早くから英語活動を始め、英語講師を配置する

など、英語教育に力を入れております。これからの社会やビジネスのグローバル化の進展の中で、異文化の理解や異文化コミュニケーションはますます重要になり、英語力の向上は本市の将来を担う子どもたちにとって極めて重要でございます。中でも、英語検定の取得は、学習に対するモチベーションを上げることができまして、将来の選択肢も広がると考えております。

英語検定の検定料補助につきましては、本市の子どもたちに、将来グローバルな視野を持って活躍していただくためにも、来年度の実施に向けまして検討してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（森本節弘君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） ただいま答弁がありました。教育環境の整備がやはり一つ一つ着実に各教科の向上に結びついていることに大変心強い思いをいたしております。

それから、検定料の件についてでありますけれども、これについてはただいま市長が検討すると、前向きに検討していただけるようなちょっとニュアンスだったんで、ぜひ市長、よろしく申し上げます。

これを公的に、ある程度一定の評価が、全国的な評価が得られるということは、大変阿波市の教育にとって有意義だろうと思っておりますので、ぜひそれが実現できるように、今後ともご検討いただけたらと思っております。

それでは、第5問に移ります。

一般社団法人観光協会に対する連携、指導のあり方について伺います。

観光協会は市と別の組織であり、議会の質問になじまないという疑問を呈する声もあろうかと考えます。しかし、事業内容は、観光振興はもとより、移住交流促進事業、空き家対策等を行っており、市の外郭団体的になっております。

また、予算も、市から補助金として2,473万円、委託料として286万円を支出しています。予算総額3,263万円のうち、市からの収入が実に85%を占めており、市と観光協会は不即不離の関係にあります。観光協会を設立したことは、市のクリーンヒットであります。活動状況は、柔軟な発想と市民ボランティア活動を巻き込んだ広がりを見せ、市内外から好評を博しております。

以上のことを踏まえて、3点お伺いします。

1点目は、3年前の平成28年9月に観光協会が任意の団体であったのが、一般社団法人化されました。一般社団法人化した狙いはどこにあるのか、お伺いします。

2点目は、今年も事務局職員のうち、3名が交代した件についてです。

お聞きしましたところ、職員の身分は事務局長以下、全員が1年ごとの臨時職員ということで、脂ののってきつつある職員を次々と交代させるのはもったいない気がします。職員自身も、身分が不安定で仕事に身が入らないのではないかと思います。見方によっては、組織の先々が行き当たりばったりになっておりますので、そこらあたりを十分考慮していただけたらと思います。そもそも一般社団法人は人の集まりであり、人材が財産です。こんな人材育成を軽く見た一般社団法人の組織運営はいかがかと思えます。ご見解を求めます。

3点目は、地方自治法第199条に基づき、観光協会に対して監査委員が監査を行うことができること定められております。他の市でも、補助金交付団体に必要に応じて監査を行っております。そこで、本市では、観光協会に対して監査を行ったことがありますか。監査を行っていなかったのであれば、その理由を監査委員に答弁を求めます。

○議長（森本節弘君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 川人議員の一般質問の5問目、観光協会に対する連携、指導のあり方についての1点目、社団法人化した狙いはと、2点目に人材育成を軽く見た組織運営について答弁させていただきます。

本市は平成17年に旧4町の合併により、徳島県北部に中核を担う市として誕生し、観光資源には阿波の土柱を初め、御所のたらいうどんや四国霊場八十八カ所のうち4ヶ寺などがあります。しかし、これらの観光資源は、年間通じて多くの観光客を呼び込める観光基盤としての活用状況は十分とは言えず、観光資源の一層の充実や魅力化、また新たな観光拠点整備が求められていたことから、平成23年に阿波市観光協会を設立し、平成28年からは一般社団法人として再スタートをしております。

そこで、ご質問の1点目、観光協会を一般社団法人化した狙いはどこにあるのかについてでございますが、当時阿波市観光協会は5年目を迎え、これまで難しかった自主事業や収益事業の拡大を視野に入れ、安定的かつ効果的に事業を展開していくためには法人格を取得し、組織としての管理体制や人的資質の向上を図るなど、社会的信用を得ていくことが必要不可欠であると考え、一般社団法人化をしております。

次に、ご質問の2点目の人材育成を軽く見た組織運営についてであります。組織が目的を達成するため、従業員のスキル能力を向上させる人材育成は必要不可欠であり、観光協会においても、専門的な知識や情報化社会を見据えた人材の雇用から始まり、人が育つ

組織運営を重視しているとお聞きしております。

また、観光協会の従業員は、現在契約期間を定めて雇用されておりますが、就業規則には、雇用の期間が従業員の退職や解雇を制限するものではないと明記されており、契約期間の終了時には必ず本人の意思を十分確認し、できる限り継続して従事していただけるよう働きかけを行っているとお聞きしております。

こうしたことから、今年は多くの従業員の交代があった模様ですが、各個人の諸事情により退職された方が重なったとの説明がありました。法人格を有する観光協会は、みずからの組織体制のもと、本市の観光振興の中核をなす組織として発展できるよう、市としても連携してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 上原代表監査委員。

○代表監査委員（上原正一君） 川人議員の一般質問の3点目、観光協会に対して、監査委員の監査を行ったことがあるかのご質問をいただきましたので、答弁をさせていただきます。

観光協会への監査は、地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等の監査に該当し、監査委員が必要があると認めるとき、または市長の要求があるときは監査をすることができるものと定められております。しかしながら、この第7項に関しましては、必要がある限り監査をためらうべきではないが、財政的援助を受けている者は、それぞれ自主的に活動を営むものでありまして、また基本的には、何らかの自己監査機能を持っていることから、そのことにも配慮をされるべきであると、地方自治法の逐条解説には明記されているところでございます。

こうしたことから、財政援助団体等の監査は、1つには、財政援助団体みずからの自己監査を行う。2つ目として、財政援助を行っている所管部署の審査、調査を行う。3つ目として、所管部署に対する定期監査を行う。このような手順で実施されるべきものであります。所管部署に対する定期監査で、補助金等の支出に合った成果が得られていない場合など、必要に応じて監査委員による監査を行うこととしております。

これまで、平成25年度及び30年度の定期監査におきまして、所管部署の補助金事務の適正化を重点項目に設定いたしまして、観光協会を含めた団体等に対する補助金交付事務の執行についての監査を行いました。適正な事務執行がなされておりましたので、観光協会への直接的な監査は行ってはおりません。

このたび、議員からいただきましたご意見も参考にしながら、引き続き市の行財政事務が住民福祉の増進にどのように反映されているか、最少の経費で最大の効果が上げられるように、常に公正不偏の態度をもって監査等に努めてまいる所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） 私はこれまで折に触れて、建築士や情報技術などを初めとした人材育成確保がおろそかになっているとたびたび指摘してまいりました。人を大事にしない組織は長期的に見れば廃れるからです。観光協会の職員採用の実態を見て、この分野でもかとショックを受けています。

例えば、事務局長が何かの事情でやめることになれば、観光協会の運営は一体どうなるのでしょうか。さらに、監査委員から今ご答弁がありましたが、一般的に申し上げまして、監査委員は独立性が高く、極めて重要な責務を担っていると認識しております。公正で合理的かつ効率的な行政を確保するために、今後とも市のあらゆる分野に目を光らせていただくようお願い申し上げます。

さて、事務局職員の身分については、社団法人の趣旨にふさわしいように、6人のうち半数程度は正規の職員にしてはいかがかと思えます。観光協会の組織の安定化と発展のために、人材の確保と、ある程度の財政的支援はぜひとも必要です。予算的な裏づけを伴いますので、市長のご見解をお伺いしたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（森本節弘君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 川人議員の再問、観光協会の職員6名のうち、半数程度は正規の職員にしてはどうかについてでございます。答弁いたします。

本市は観光協会に対しまして、先ほど阿部部長のほうから答弁のとおり、毎年観光振興を初め、産業振興や地方文化の向上に関する事業など、公益上必要と認めるものについて補助金を交付しております。

今後も継続して連携していかなければならないと考えているところでございますけども、ご存じのとおり、観光協会は法人格を有し、市から独立した組織でございまして、その職員の雇用に関する諸条件等につきましては、観光協会での決定事項であると思えますので、よろしく願いできたらと思えます。

以上です。

○議長（森本節弘君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） 観光協会は、阿波市の観光を活性化しようとして市が設立したものでありますので、市長は観光協会は独立した組織であって、いわゆる観光協会自身で努力すべきものであるという趣旨のようなご発言をいただいたわけなんですけれども。

観光協会は、将来展望がやっぱり要るだろうと思うんです。それが大切ではないかと思えます。私から見れば、市は、よちよち歩きの幼児に、育児放棄にも等しい育て方をするのは残念です。これでは組織が根底から揺らいでしまいます。また、つけ加えて、今年から会計年度任用職員という制度ができましたけれども、そういうことも考慮して、職員の職を適切にして、健全な育成を図っていただきたいと要請します。

最後になりましたが、今回の質問を総括して2点申し上げたいと思います。

第1点は、最近市民力という言葉自体が曖昧なまま使われて、大変残念です。私は、市民力とは、市民が行政施策や政治に目を光らせ、それを投票という形で意思表示することだと思います。したがって、投票率の向上こそが市民力のバロメーターと考えています。皆さん方はいかがお考えでしょうか。

第2点は、友人や知人から、あなたは与党ですか野党ですかとよく聞かれます。私はその都度、健全与党ですと答えています。わかりやすく言いますと、市長から提案のあった原案に対して、盲目的に賛成するのではなく、正すべきは正すということを基本姿勢にしています。

それでは、これで私の質問の全てを終わります。誠実にお答えいただきました市長を初め、理事者の皆さん、大変ありがとうございました。また、議員各位にはご清聴ありがとうございました。

○議長（森本節弘君） これで9番川人敏男君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時02分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（森本節弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番後藤修君の一般質問を許可いたします。

3番後藤修君。

○3番（後藤 修君） ただいまから3番後藤修が一般質問をいたします。

次の内容については、一般質問と関連しておりますのでご了承ください。

平成30年第3回阿波市議会定例会一般質問で質問させていただきました阿波市生涯学習推進映画について、入場整理券の発行枚数、現状500枚を、ホール座席数645枚と同数にできないかという質問をしましたが、このたび映画の整理券をもらいに伺ったところ、各部560枚の発行になっておりました。60枚多く発行していただいたのは評価したいと思います。

また、介護保険課が行いました「ぼけますから、よろしくをお願いします」についても、アエルワホールの1階席はほぼ満席でした。今後もこれらの事業について、さらに一人でも多くの方が参加できるよう、いろいろな角度から検討していただければと思います。

さて、今回の一般質問に入りたいと思います。

大枠で3問の質問をさせていただきます。

1問目は、令和元年から2年度に実験運行されるデマンド型乗り合い交通について。2問目は、分煙及び喫煙のルールの進捗について。3問目は、市職員の採用について。

1問目の質問に入りたいと思います。

令和元年から2年度に実験運行されるデマンド型乗り合い交通についてです。

先月の8月8日の徳島新聞朝刊、読者の手紙、「市の公共交通、土日も運行を」という記事がありました。既に皆さんご承知と思いますが、市民の生の声として読まさせていただきます。

「市の公共交通、土日も運行を。」阿波市では、今年4月から待望のデマンド型乗り合い交通の実証実験が開始されました。市へ一度登録申請しておけば、市内の病院、商業施設、公共場など、指定された乗降場所でなら、各自必要な日時を予約センターへ電話しておくバスが利用できます。料金は片道で中学生以上が500円、70歳以上と小学生以下、障害者、免許返納者は300円です。一昨年、事故や病気で体調を崩し、みんなに迷惑をかけました。都会にいる子どもたちにもこれ以上心配をかけるわけにもいかず、やむなく車の運転をやめています。でも、田舎のひとり暮らしで運転をしない不便さがどれほど大変か思い知らされました。路線バスはなく、頼れるのは身内の者や友人、そしてタクシーです。たびたび迷惑をかけるわけにもいかず、出かけるのは病院か重要な要件のときだけ。催しや遊びには行きません。こんなときにできた市の乗り合い交通、私にとっては経済的にも大助かり、よく利用しています。欲を言えば、土曜、日曜も運行していただければ最高です。最後に、こうも書かれています。財政難の折、大変だと思いますが、高齢者、交通弱者の願いに応えてください。少しでも住みよい、明るい阿波市になるよう、関

係者のご尽力をよろしく申し上げます。

この記事を読むたびに、私自身目が熱くなります。頑張らないとという気持ちになります。記事の補足として、バスとありましたが、ワンボックスとセダンの車両になります。また、市外の乗降場所も4カ所あります。吉野川医療センター、鴨島駅、学駅、山川駅となっております。

質問として、土曜、日曜、祭日の運行は現在行われていないが、今後の運行計画はあるのか。

以上、答弁願います。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 後藤議員の一般質問、デマンド型乗り合い交通について、土日、祝日の運行は現在行われていないが、今後の運行計画はあるのかのご質問にお答えをいたします。

現在、本市のデマンド型乗り合い交通は、祝休日、年末年始を除く月曜日から金曜日までの平日運行で実施をしております。運行日につきましては、アンケートの結果、主な利用目的となっております通院、買い物は平日が多く、祝休日は目的となる多くの施設が休業することなどから利用者が少なく、効率的な運行の観点から、阿波市地域公共交通活性化協議会において協議検討を行い、平日運行とさせていただいております。

議員ご質問の今後の運行計画につきましては、2年間の実証実験運行を通じ、運行効率、運転手及びオペレーターの確保や予算などを含め検証し、限られた財源の中、最大限の効果を得られるよう協議会の中で検討課題とさせていただきたいと考えております。ご理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 後藤修君。

○3番（後藤 修君） 協議会の中で検討していただけるとの答弁、安心しました。

繰り返しになりますが、冒頭に話しました生涯学習や介護保険課の映画、素晴らしいイベントはほぼ日曜日にあります。そのほかにもオープンガーデン、文化協会の発表会、マルシェや、やねこじきの催しも日曜日です。協議会の委員の意見の中には、土日は子どもさんや孫に乗せていってもらえばいいという意見もあります。しかし、都会に子どもさんたちが出ている家庭、家族が仕事の都合で送迎ができない家庭もあります。また、若い人たちがゆっくり休める環境も必要ではないでしょうか。



限られた財源の中で、土曜、日曜、祝日の運営は非常に厳しいと思いますが、お年寄りや交通弱者の方々が人間らしく生きるための生命線がデマンド型乗り合い交通ではないでしょうか。協議会の協議検討をさらに重ねて、よい結果を得られるよう期待しておきます。この質問はこれで終わりたいと思います。

次の質問に移ります。

2問目の分煙及び喫煙のルールの進捗について、6月議会で原田議員が質問されました庁舎内禁煙について、今回どのようなルールができたのか、進捗状況をお聞きしたいと思います。

まずその前に、一例として、奈良県生駒市の市役所の喫煙ルールをご紹介します。

2018年4月1日から、職員の職務時間内喫煙を禁止します。1、来場者と職員の受動喫煙防止のため、市職員の職務時間内の喫煙を禁止します。昼休憩は喫煙可能、時間外勤務中は禁煙、勤務終了後は喫煙可能。2番目として、喫煙後45分はエレベーターの利用を禁止します。表示などにより来場者にも協力を求めます。これは、喫煙後の室内や吹く息などから検出される残留たばこ成分に接触することで生じる三次喫煙対策の一貫。密閉された空間で、喫煙後の息に含まれる有害なガス成分を周囲の人が吸い込むのを防ぐのが狙いです。3番目、喫煙する職員に対して、喫煙外来の紹介等、禁煙情報の提供や禁煙に関する個別相談等、必要な禁煙支援を引き続き実施します。4番目として、全職員に対し、喫煙が健康に及ぼす影響について考え、各自が受動喫煙を防止できるように啓発します。生駒市では、このような高いハードルのルールがあります。

質問の1点目として、本市での分煙及び喫煙のルールはどのようになったか。質問の2点目として、職員の禁煙支援の検討はあるのか。

以上、答弁願います。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 後藤議員の一般質問の2問目、分煙及び喫煙のルールの進捗について、2点ご質問をいただいております。順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目のご質問であります本市での分煙及び喫煙のルールはどのようになったのかにつきましてお答えをいたします。

ただいま他市の事例につきましてお話をいただいたところでございますけれども、本市の現状についてお答えをさせていただきます。

喫煙が人体に与える影響について、医学的かつ社会的認識が深まり、受動喫煙に伴う健

康被害の回避や、本人の健康増進と快適な職場環境の形成を図ることが求められており、本年7月には健康増進法の一部を改正する法律が施行されました。この改正法は、国民の健康の向上を目的として、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、望まない受動喫煙を防止するための措置義務を課すものでございます。

行政機関の庁舎、学校、児童福祉施設、病院等は第一種施設に区分されますが、これらの施設におきましても、受動喫煙を防止する措置がとられた屋外に喫煙場所を設置することができるかとされております。

このことを受けまして、本市におきましては、本年7月1日より庁舎3階にあります2カ所の屋内喫煙所を廃止し、受動喫煙を防止する措置がとられた屋外に喫煙所を設置し、受動喫煙防止対策を図っております。現在、職員の喫煙については、今回の受動喫煙防止対策に加えて、喫煙にかかる時間や喫煙後のたばこのにおいに注意いたし、マナーに沿った喫煙に心がけることにより、喫煙者と非喫煙者、互いがともに理解し合える職場にしていかなければならないと考えております。

続きまして、2点目の職員の禁煙支援の検討はあるのかにつきましてお答えを申し上げます。

喫煙により健康に悪影響を及ぼすことは多くの方が認識されるようになっておりまして、2016年、厚生労働省の検討会報告書によりますと、肺がんを初めとするがん、心臓病や脳卒中などの循環器の疾患にかかるリスクが高まるとされてございます。一方、たばこが個人の嗜好品であることは社会に定着しており、禁煙を含む健康管理は、社会人として職員個々が考えるべきものであることから、ご質問の禁煙支援につきましては、現在行っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 後藤修君。

○3番（後藤 修君） 庁舎3階にあった2カ所の喫煙所を廃止したこと、屋外の喫煙所を新たに設けたことがわかりました。喫煙時間やたばこのにおいに心がけることもわかりました。

しかし、アエルワ西側にある喫煙所について、市民の方からこういう声をいただきました。議員さん、市の職員さん、同じ人がいつもたばこを吸っていますね。仕事を一生懸命していても、市民の皆さんにたばこを吸っている姿が目につくことによって、悪いイメージを与えるのではないのでしょうか。たばこを我慢してストレスをためて仕事をしてくだ

さいとは言いません。しかし、時と場所、もう一度考える余地はあるのではないのでしょうか。

また、一例として、こんなルールもあります。国立長崎大学が今年度から、職員採用で喫煙者の採用を見送ると発表しました。内容としては、長崎大学は、全学で敷地内禁煙となっており、受動喫煙から学生と教職員を守るため、喫煙する方の採用を見送らせていただいております。なお、採用後の禁煙を誓約していただける場合はこの限りではありませんとあります。これに対して、法令上の差別に当たらないか調べてみました。厚生労働省雇用開発企画課は、採用募集で非喫煙者を条件にすることを規制する法令はない。喫煙者を不採用としても法令違反にはならない。こういう文面が長崎新聞にありました。今後、このようなことについても検討する必要があるのではないのでしょうか。

市の職員のほとんどの方が阿波市民です。安心・安全な阿波市。そして健康な阿波市のために、喫煙のルールについて再検討を要望します。この質問はこれで終わります。

次の質問に移ります。

3問目の質問として、市職員の採用についてです。

昨年9月議会でも一般質問の中で、障害者雇用状況をお聞きしましたが、そのときの本市の雇用率は2.58%となっていました。1年が経過し、本市での障害者の採用状況、雇用比率がどのように変わったのか知りたいところです。また、本年の採用枠についてもお聞かせ願えたらと思います。

質問としては、障害者雇用状況、雇用比率はどの程度か。

以上、答弁願います。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 後藤議員の一般質問、市職員採用について、障害者雇用状況はどの程度かとのご質問にお答えを申し上げます。

国及び地方公共団体は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者を採用し、障害者雇用率を達成、維持するとともに、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るために、必要な施策を総合的かつ効果的に推進することが求められております。

さらに、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成29年6月に交付され、平成30年4月1日から、国及び地方公共団体に係る障害者の法定雇用率は2.3%から2.5%に改正され、さらに令和3年4月までに、国及び地方公共団体に係る障害者の法定雇用率を2.6%にすることが決まっております。

この法の趣旨に基づき、障害者の雇用を促進、安定させるため、本市では平成29年度の職員採用試験において、身体障害者の方を対象にした採用枠を設け、平成30年度に2名の職員を採用したところ、現在の障害者雇用率は2.82%となっており、法定雇用率を達成しているところでございます。

今後におきましても、障害者の方を対象とした採用枠を設け、職員採用試験を実施してまいります。引き続き、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に沿って、必要に応じ、障害者の方を対象とした採用試験を実施し、障害者の方の雇用に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 後藤修君。

○3番（後藤 修君） 答弁いただいた数値として2.82%となっており、昨年2名の採用があったことがわかりました。また、合併後以降、障害者の離職はなかったとも事前に聞いております。安心しております。

しかしながら、障害者の職員の方が本当にやりがいを持って仕事ができているのか、また適材適所で、その人の能力を最大限出し切れているのかは不明です。アンケートなどにより調査することも必要ではないでしょうか。離職率ゼロの継続ができるよう期待しております。

以上で今回の私の一般質問を終わります。

○議長（森本節弘君） これで3番後藤修君の一般質問が終了いたしました。

引き続き、一般質問を続行いたします。

次に、2番北上正弘君の一般質問を許可いたします。

2番北上正弘君。

○2番（北上正弘君） ただいまより、議席番号2番、公明党、北上正弘、阿波市議会定例会の一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、災害時用の備蓄品についてと、マイナンバーカード申請についての2件です。

初めに、1件目の災害時用の備蓄品についてですが、備蓄品といっても数多くありますので、今回は乳児用液体ミルクのことについての質問です。

今までは、災害時用の備蓄品の乳児用ミルクはお湯で溶かすタイプの粉ミルクだけでし

た。理由としては、国内での製造、販売の基準がなかったからです。しかし、昨年、製品の規格基準などが定められ、日本の各種メーカーも品質向上と長期保存の研究を進め、今年3月から国内での販売開始となりました。

乳児を育てているママさんに好評で、常温でそのまま飲むことができ、レジャーやショッピングなどの外出のときは持参していますとの声を聞いています。それと、各自治体では、災害時用の備蓄品の品目に加え、液体ミルクの備蓄の割合もふえてきております。

デメリットとして、値段が割高ということと、保存期間が長いもので1年という短い期間ということです。各自治体も、期限が近づいてきた液体ミルクの処分方法といえますか、無駄にしない方法を独自で考え、計画しているところです。

そこで、今回の質問ですが、阿波市での備蓄品の中で、液体ミルクの備蓄状況は。それと、液体ミルクの保存期間が近くなればどのようにする計画になっていますか。この2点の答弁を一括でお願いいたします。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 北上議員からの一般質問、災害時用の液体ミルクの備蓄について2点ご質問をいただいております。順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目の本市の備蓄状況であります。昨年8月、北欧などで普及が進む液体ミルクの国内での製造、販売が解禁され、国内メーカーが相次ぎ市場に参入し、災害用備蓄物資の粉ミルクを液体ミルクにかえて購入する動きが全国の自治体に広まっております。

本市におきましても、こうした状況にいち早く対応し、今年度、粉ミルクの一部を液体ミルクにかえ備蓄をしております。備蓄数量につきましては、徳島県災害時相互応援連絡協議会における南海トラフ地震等に対応した備蓄方針では、1日目は住民持参分、これは各家庭、地域の備蓄で対応していただく、2日目は市町村備蓄分で対応する、3日目以降は県の備蓄分で対応し、4日目以降は県の調達や国の支援物資で対応するとしております。本市では、この方針に従い、2日目の1日分の備蓄が必要としております。

これを受けまして、年間出生者数約200人に対し、被害想定が最大となります中央構造線活断層地震の被災率を踏まえ、現在乳幼児30人分の液体ミルクを備蓄するほか、2日分の粉ミルクを予備として備蓄をしております。

次に、2点目のご質問であります。

液体ミルクは保存期間が短いですが、期間が近くなればどのようにする計画となっているのかについてお答えを申し上げます。

液体ミルクはお湯や水に溶かす必要がなく、衛生面にすぐれ、災害用に適した製品である反面、粉ミルクの約2倍の価格と、1年という短い消費期限が備蓄品としては弱点となります。

このような製品を有効に活用するため、一括購入方式ではなく、順次時期をずらし購入するローリングストック方式での備蓄を考えております。具体的には、粉ミルク、液体ミルクの消費期限の長短を利用し、切れ目のない備蓄に努めるとともに、消費期限前までにシチューなどの給食メニューに利用し、消費することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 北上正弘君。

○2番（北上正弘君） ただいま答弁をいただきました。

液体ミルクの備蓄を阿波市ではいち早く導入していただいていることに感謝しています。30人分の備蓄があるということなので、数もそんなに多くはないと思いますが、一度に購入すれば一度に期限が切れるので、その対応として答弁の中に、ローリングストック方式という購入方法で運用していることも知りました。それと、期限が近い液体ミルクの利用方法も工夫した計画がありますので安心しました。くれぐれも、いつの間にか期限が切れていましたみたいなことがないようにしていただきたいと思います。いかなるときも子どもの命を守ることは阿波市の未来を守ることなので、徹底した維持管理をお願いいたします。

これで1点目の質問を終わります。

続きまして、2点目のマイナンバーカードの申請についての質問をいたします。

2015年にマイナンバーカードの申請に必要な通知カードが皆さんのところに届いています。その後、申請した人は運転免許証みたいなカードが届き、身分証明としてさまざまな用途で使用できます。しかしながら、今持っている運転免許証などで身分証明ができ、マイナンバーカードの必要性が感じられず、申請を踏みとどまっている人も少なくありません。それと、申請の仕方がよくわからないとの声もあり、全国的にも交付状況は少ないと聞いております。

申請には証明写真が必要で、写真を用意しなければなりません。今では、スマートフォンなどの自撮り写真がそのままインターネットで申請ができ、少しずつふえてきているとのことです。近い将来、健康保険証の機能を兼ね備える予定もあり、マイナンバーカードの必要性もおのずと高まってくると予想されます。

そこで、大型ショッピングモールなどに設置している証明写真機を、この阿波市役所内か、その周辺に設置できないかという提案もさせていただきます。

今、触れた証明写真機ですが、阿波市ではアワーズの入り口付近に設置されています。今回、阿波市役所内か、その周辺に設置してもらいたい証明写真機は、オプション機能を搭載した写真機で、マイナンバーカードの申請に必要な通知カードを持参して写真を撮り、通知カードと一緒に付いている交付申請書のQRコードを読み込ますことにより、その場で申請の手続きができる便利な機能を備えているものです。操作にふなれな人も、写真機内の画面を見ながらの操作ですので簡単にできます。—————、—————  
—————、—————。 (49  
字取り消し)

ということで、今回の質問として、阿波市でのマイナンバーカードの交付状況はどうなっていますかと、阿波市役所内か、その周辺にオプション機能搭載の証明写真機の設置を検討してはの2点の答弁を一括でお願いいたします。

○議長（森本節弘君） 三浦市民部長。

○市民部長（三浦康雄君） 北上議員の一般質問の2問目、マイナンバーカードの申請について答弁させていただきます。

まず、1点目の阿波市でのマイナンバーカードの交付状況についてでございますが、行政を効率化し、国民の利便性を高めるとともに、公平公正な社会の実現を目的として、平成28年から開始されたマイナンバー制度は、現在行政機関による情報連携、電子証明書、マイナポータルや子育てワンストップサービスなどが運用されております。

総務省が公表しました本年7月1日現在におけるマイナンバーカードの交付率は、全国では13.5%、徳島県は10.8%、そして本市の交付率は8.9%で、交付枚数は3,407枚となっており、全国的に低い状況となっております。

マイナンバーカードの普及に向け、来年度からはマイナンバーカードを活用したスマートフォン決済による消費活性化の実施や健康保険証としての利用開始などが予定されており、カードの申請、交付の増加が見込まれております。

次に、2点目の阿波市役所内、または周辺に証明写真機の設置を検討してはについて答弁させていただきます。

マイナンバーカード取得のための申請は4つの方法があります。1つ目は、郵送による申請。2つ目は、スマートフォンからの申請。3つ目は、パソコンからの申請。そして議

員のご質問にもございましたマイナンバーの申請に対応した証明写真機による申請でございます。

本市では、市民の皆様の利便性の向上とマイナンバーカードの取得推進につなげるため、市民課窓口におきまして証明写真を無料で撮影し、申請をサポートしております。お尋ねの証明写真機は、市内の商業施設に24時間利用可能な1台が設置されていることから、現時点では、市役所に証明写真機の設置は考えておりません。

今後におきましても、市民窓口や市のホームページ、広報紙、ケーブルテレビ等において、マイナンバーカードの利便性や安全性につきまして、より一層の周知を図り、交付率の向上に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 北上正弘君。

○2番（北上正弘君） ただいま答弁をいただきました。

阿波市でのマイナンバーカードの交付状況は、交付率8.9%、3,407枚と、全国13.5%、徳島県10.8%より非常に少ない状況だとわかりました。例えて言えば、この議場に50人ほどいます。そのうちカード化されている人は4.45人で、5人以内の計算になります。そういった状況を踏まえてのオプション機能搭載の証明写真機の設置ですが、私的にはすばらしい提案だと思っていましたが、見送りの方向になりました。少し残念な気持ちになりました。

しかしながら、答弁の内容で、市民課の窓口に行けば、マイナンバーカードの申請に必要な写真も無料で撮影していただき、申請手続きをかわりにしてくれます。24時間、365日ではないものの、ある意味オプション機能搭載の証明写真機を設置しているのと変わらない感じがします。そうしたすばらしい独自のサービスを提供しているので、市役所にほかの用事で来られた人にもわかりやすい大きな表示案内などのアピールをすれば、交付率アップにつながると思います。先ほどの答弁で、阿波市のホームページ、毎月の広報紙やケーブルテレビにも周知して交付率アップに努めますとありましたので、今後の交付率アップを期待します。ぜひともお願いいたします。

以上で今回の一般質問を終わります。

○議長（森本節弘君） これで2番北上正弘君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時45分 休憩



午後3時00分 再開

○議長（森本節弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番中野厚志君の一般質問を許可いたします。

7番中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 議席番号7番、日本共産党、中野厚志、一般質問を始めます。

今回は、国民健康保険税、子どもの支援、市営住宅、この3つについて質問をさせていただきます。

1番目、国民健康保険について、3月議会に続き、国民健康保険について質問させていただきます。

私が国保税について質問するのは、少しでも市民の負担が少なくなるようにという思いからです。しかし、私の周りには年金暮らしの方で、7割の軽減措置を受けて負担が軽くなっている市民の方もいます。そういう人たちのことがわかってきて、阿波市の市民の皆さんは、結構負担を軽くしているという認識もあります。

しかし、恐縮ですが、私自身のことを言わせてもらいますと、議員になりまして所得が高くなりましたので、国保税が1.5倍はね上がりました。その数字を見たときは、仕方ないと思わずに、こんなに高いのと思いました。結構、軽減措置を受けていない人の負担が大きいようにも感じます。

年収400万円の30代夫婦、子ども2人の4人家族で保険料が40万円を超えます。健康を維持するための保険料ではありますが、収入の1割を超えて払う保険料は、やはり高過ぎると言わざるを得ません。高過ぎるという感覚を持って、では阿波市の国民健康保険税並びに国民健康保険制度はどういう状況なのか質問いたします。

（1）運営主体が県に移管されて2年目の今年ですが、加入世帯数の減少、軽減措置の対象世帯の増加という条件の中での今年度の国民健康保険税についてお答えください。

（2）加入者数は減っているのに、ここ数年医療費は少しずつ増加傾向にあります。普通は減っていくんですが、減らない原因として、以前の答弁では、生活習慣病が多いと答えていましたが、高齢化が進む中、やむを得ない現状なのか、医療費の状況と今後の見込みについてお答えください。

（3）昨年の6月議会の答弁で、医療費適正化事業について、国の医療費適正化計画に基づき、市として4つの事業の推進を掲げていました。その中で、健診による早期発見、

早期治療と、健康づくり事業が2つの大きな柱だと思っています。それ以外にも事業は行っていると思いますが、本年度の医療費適正化事業の取り組みについてお答えください。

○議長（森本節弘君） 三浦市民部長。

○市民部長（三浦康雄君） 中野議員の一般質問1問目、国民健康保険について答弁させていただきます。

まず、1点目の本年度の国民健康保険税についてでございますが、議員もご承知のとおり、平成30年度より国民健康保険財政の責任主体は市町村から都道府県に移管しており、保険税の決定については、県が市町村の標準保険料率を試算、公表し、これを参考に各市町村が税率を決定することとなっております。

本年度の本市の国保税率は、県の試算値とこれまでの国保事業の収支をもとに試算を行った結果、前年度と同率としております。また、本年4月に国の税制改正があり、医療分の課税限度額58万円が3万円増額の61万円に、軽減措置の判定に用いる1人当たりの所得が5割軽減で5,000円、2割軽減で1万円引き上げられることになり、高所得者は負担がふえますが、低所得者に対する措置は手厚くなっております。

次に、医療費の状況と今後の見込みについて答弁させていただきます。

まず、本市の医療費総額につきましては、平成29年度と30年度を比較しますと、平成29年度が31億7,600万円、平成30年度が32億1,000万円と、約3,400万円の増額となっており、1人当たりの医療費では、平成29年度が約34万9,000円、平成30年度が約36万2,000円と、約1万3,000円増加しております。

被保険者数は、平成28年10月からの社会保険適用拡大による協会けんぽへの移行や、高齢者が後期高齢者医療への移行などにより年々減少しておりますが、生活習慣病の増大や医療技術の進歩等により、医療費は増加していることから、被保険者の状況を的確に把握し、最適な保険事業の実施が必要であると考えております。

次に、今後の医療費の見込みについては、県と市町村の共通の指針となる徳島県国民健康保険運営方針によりますと、令和7年度の国保医療費の推計は、平成26年度では、県民1人当たり約38万円であったものが、11年後の令和7年度には、1人当たり44万7,000円になると試算されております。本市におきましても同様に上昇するものと見込まれます。

次に、3点目の医療費適正化事業の取り組みについて答弁させていただきます。

本市の医療費適正化事業は、生活習慣病に起因する疾病の早期発見、早期治療に取り組むとともに、重症化予防を目的とした各種健診、特定健診や特定保健指導に積極的に取り組んでおります。加えて、特定健診の受診率向上に努めた結果、平成26年度の受診率32.8%が、平成30年度の見込みは37.2%まで上昇しており、事業の成果があらわれてきたものと考えております。また、レセプト点検などの保険給付の適正化やジェネリック医薬品の利用促進などにより、本人の負担軽減を図るとともに、国保財政の健全化に努めているところでございます。

さらに、健康づくり事業として代謝アップ体操教室や運動教室、また阿波市健康ポイント事業も昨年に引き続き実施し、日ごろの健康づくりや運動習慣、健康習慣が定着するような工夫を凝らしております。

今後におきましても、関係機関や関係部局と連携しながら、医療費適正化に向けた取り組みを継続し、市民の皆様の負担軽減と健康維持に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 答弁ありがとうございました。

軽減措置に対する国の補助があるということも含めて、低所得者に対する措置が少し手厚くなっていると感じます。しかし、国民4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国保は、構成メンバー7割以上が無職の年金生活者や非正規労働者等で、将来的に安定した財政運営が保障されません。国の補助がかなり重要です。全国知事会等の地方からの声として、公費1兆円の投入を要望してますが、3分の1の3、400億円しか出ていません。高過ぎる現状が改められないので、国に定率負担の引き上げを求めましたが、これも全く受け付けようとはしませんでした。

公費1兆円が出れば、均等割、平等割がなくせます。子育て支援に逆行する、まるで昔の人頭税のような均等割は絶対なくすべきだという地方からの声も出ています。自治体の判断で導入しないこともできるのが資産割、平等割です。資産割、均等割、平等割のこの3つをなくしてくれたら、私自身の国保税は8万円の減額になります。子どもの多い家庭なら半額になります。後期高齢者医療制度とともに、市民の命と健康、暮らしを守る医療保険制度へと、皆さんと知恵を出し合い改革していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2番目の子どもの支援について質問します。

学校教育に30年以上携わってきた人間として、学校に登校できない子どもの存在を知ると、何が原因なんだろうと、ちょっと考え込んでしまいます。当時、常に頭の中にあっただのは、教育の目的、人格の完成、平和的な国家や社会の形成者、心身ともに健康というキーワードでした。

教育者としてかかわった子どもたちの成長を見るのは楽しみの一つです。小学校の低学年でかかわった子どもが中学校へ進学し、元気に頑張っている部活動や、登下校の姿を見ると、懐かしくうれしく思いました。しかし、時々、誰々君は学校に来てないとか、来てないという情報を聞くと、何か足りなかったのかなと考えます。学校に来ることが普通という狭い考え方は持ちたくありませんが、そういう子どもたちの支援について質問させていただきます。

学校の活動に参加できない児童・生徒に対して、あわっ子スクールやスクールカウンセラーの活用等で、どのように教育活動を保障しているのか、お答えください。

○議長（森本節弘君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 中野議員の一般質問、子どもの支援について、学校の授業、行事等の活動に参加できない子どもたちに対して、あわっ子スクールやスクールカウンセラーの活用等で、どのように教育活動を保障しているのかのご質問にお答えをいたします。

登校が難しい児童・生徒の原因は多種多様であり、学校生活に起因するもの、家庭生活に起因するもの、不安や悩み、病気など、原因を特定し、解決することが困難な場合が多くございます。そのため、スクールカウンセラーの活用は、児童・生徒に対する相談や心のケアだけでなく、教員や保護者に対してもカウンセリングを行うなど、学校の教育、相談体制に大きな役割を果たしております。

また、本市では、学校に登校しにくい児童・生徒の学校復帰を目的として、適応指導教室、いわゆるあわっ子スクールを設置し、児童・生徒の情緒の安定、基本的な生活習慣の改善、集団生活への適応、基礎学力の補充等のための相談、適応指導を行っております。

昨年度は、中学生に10名を超える通級者がありましたけれども、そのうち中学3年生は全員高校へ進学することができました。今年度は、昨年とほぼ同数の生徒が通級しており、生徒それぞれが社会的に自立する力を養えられるよう、指導、助言をしているところでございます。

さらに、本市の児童・生徒の不登校をなくすため、児童・生徒の不登校問題等に関する対策協議会を開催し、その場には、各学校の教員やスクールカウンセラー、スクールソー

シャルワーカー、主任児童委員、家庭児童相談員、青少年育成センター、子育て支援課などが集まり、児童・生徒の社会的自立に向けた支援のあり方について、さまざまな立場から協議を行っております。

教育委員会といたしましても、各学校と連携し、関係機関の協力を得ながら、不登校児童・生徒への個に応じた支援により、不登校の解消に向け、取り組みの充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（森本節弘君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 答弁ありがとうございました。

将来、人と交流ができ、自立の力を備え、仕事についたり、結婚できる力を養ったり、関係機関、委員の方々と連携協力して支援体制をつくっていただいているようで、とても安心しました。

30歳まで、自分の学生時代も含めて、私自身不登校との出会いはありませんでした。しかし、30代で勤務した中学校で、1年、2年と続けて担任した女生徒が2年生の後半、半年間不登校になりました。先輩の先生と週2回、夜、家庭訪問して2時間ぐらい話すというのが半年間続きました。結局、何が不登校の原因かははっきりとは把握できませんでした。家庭のこと、思春期の悩み、友達関係、いろんなことが複雑に絡み合っていたようにも思います。先輩の先生からも、これが答えだというものもありませんでしたが、先輩の先生に支えられました。その後、私は学校を異動したため、卒業までの女生徒の支援はできませんでした。しかし、うわさで、彼女は3年になって学校へ来て、給食の時間に先生にカレーぶっかけたぞとかというすごいわさが飛んできて、ああ、大丈夫やなと思ったこともあります。今は他県へ行き、結婚して男の子のたくましい母親として頑張っており、今でも時々電話がかかってきます。教育において、地域で子どもを支えるという視点を忘れないようにして頑張っていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

3番目、市営住宅について。

以前勤めていた会社の仕事で、阿波町の市営住宅の屋根の張りかえをしたとき、老朽化を感じました。今、かかわっている市民の方が阿波町の住宅に住んでいるんですが、それも話を聞くと、老朽化がひどい。古い住宅は入居者がいなくなれば壊していくと聞いていたんですが、実際はなかなか進んでいないなど、私、素人でも感じました。現状はどうかと思い質問させていただきました。

1、市営住宅の老朽化が見られます。昭和49年以前の建築物、築45年以上経過になりますが、その割合、トイレの水洗化の割合、入居率の割合、おのこの割合を教えてください。また、住人の新しい住宅への転居等も進めているのでしょうか。お願いします。

○議長（森本節弘君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 中野議員の一般質問の3問目、市営住宅について2点ご質問をいただいております。順次お答えいたします。

本市では、多くの市営住宅の老朽化が進む中、定住促進や安全・安心な住環境づくりを推進するため、市営住宅の総合的な活用、整備を目的に、阿波市営住宅ストック総合活用計画に基づき、長寿命化事業や除却事業を進めております。

そこで、1点目のご質問、昭和49年以前建築の住宅戸数、トイレの水洗化、入居率の割合についてであります。現在本市で管理する市営住宅は69団地、1,024戸で、そのうち昭和49年以前建築の住宅は26団地、486戸であります。また、トイレの水洗化ができています市営住宅は48団地、596戸で、水洗化率は58.2%。現在の入居状況につきましては、全市営住宅1,024戸のうち785戸が入居中であり、入居率は76.7%となっております。

次に、2点目のご質問、住人の新しい住宅への転居等を勧めているのかについてありますが、阿波市営住宅ストック総合活用計画の中で、老朽化が進んでいる住宅13団地につきまして用途廃止と位置づけ、入居者の方と個人面談を重ね、建てかえ団地や長寿命化改善事業実施済みの団地などへ入居がえを勧めております。これにより、入居者がいなくなった団地については除却し、行政財産から普通財産へと変更を行い、立地条件に合った土地活用を進めているところでございます。

今後も国からの整備に際しての交付金の動向や市の財政及び市の人口動向を踏まえまして、本市の将来における住宅需要に沿った公営住宅の役割を念頭に事業に取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（森本節弘君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 答弁ありがとうございました。

古い住宅ばかりを見ていると、入居率は50%ぐらいかなと思ったんですが、76.7%という数字は、あっ、意外とようけ入るとるなと思いましたが、実際は本当は100%でなければ意味がないところですけども、そういう驚きもありました。また、入居を

勧めでも、やはり現実問題として、生活、お金の問題がありますから、それは簡単にいかないというふうには思っております。そういう住宅だけの問題でなく、社会福祉にかかわる問題等もあるように思います。各課、横の連携をしっかりとってやるべきこともありますので、新しい発想で知恵を出し合い、協力して取り組んでほしいと思います。特に、住人の健康管理や生きがい等への支援もお願いします。

最後に、ちょっと意見とお願いがあります。ちょっと言わせていただきます。

8月25日に中央広域環境センターの住民説明会に行きました。そのときに、阿波市の地元の議員は私一人でした。せんだって、組合議会の議員選出のあれで、土成町、吉野町の議員で固めるようにいたしましたけども、将来、2025年には、このセンターは覚書で潰して、吉野、土成以外に建設するという覚書になっております。そういうことから、また議員選出の仕方、4町から平均して出すということも考えていただければと思います。覚書のとおりになれば、阿波町、市場町にそのセンターが来る可能性もありますので、一つ提案させていただきます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森本節弘君） これで7番中野厚志君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時28分 休憩

午後3時40分 再開

○議長（森本節弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番樫原伸君の一般質問を許可いたします。

10番樫原伸君。

○10番（樫原 伸君） 昨日から、代表、また一般質問で論戦が繰り広げられてまいりましたけども、いよいよ私で最後でございます。皆さんお疲れと思いますけども、後藤議員の元気さを持って、樫原伸、質問をさせていただきます。

1番目の質問は、私のライフワークとも言える阿波市の農業振興についてであります。

最終年度を迎える阿波市総合戦略、その農業分野における施策の成果についてお聞きしたいと思います。

阿波市では、合併時の4万人を超えていた人口が、平成22年には3万9,247人と、4万人を割り込みました。そうした厳しい状況下で、自立的、持続的なまちづくりを

目指す国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏襲して、阿波市においても、「輝く阿波市に煌めく未来」をスローガンに、阿波市総合戦略を策定いたしました。

この戦略は、平成27年度から今年度までの5年間を期間としております。人口減少問題克服と持続可能な地域づくりに向けた具体的施策を盛り込んでおりますが、そこで最終年を迎えるということは、まだ3月まで残り期間はあるんですけども、私は農業振興をライフワークとしておりますので、その事業数、約80ぐらいと思いますけども、その中で農業に関する事業の成果についてお聞きしたいと思います。

○議長（森本節弘君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 榎原伸議員の一般質問の1問目、阿波市の農業振興について、最終年度を迎える阿波市総合戦略、その農業分野における施策の成果について答弁をさせていただきます。

本市では、人口減少対策や地域経済の活性化、持続可能な地域づくりに向けて、平成27年に阿波市総合戦略を策定し、対象期間を平成27年度から今年度までの5年間の基本目標として、新しい人の流れづくり、地域における仕事づくり、結婚、出産、子育ての希望をかなえる、活力ある暮らしやすい地域づくりの4つの目標を掲げています。

そこで、議員ご質問の基本目標の一つである地域における仕事づくりにおける重要業績評価指標、KPIに関する、これまでの農業分野の実績について幾つかご説明申し上げます。

1つ目の特産品認証PR事業は、KPIが特産認証数20件に対して、実績も20件となっています。この認証品は、ふるさと納税の返礼品としても活用し、ふるさと納税をしていただいた方から高評価を得ており、平成30年度の返礼品総額の約4割を占め、販路拡大にもつながっております。

2つ目の1次産業関連企業の誘致につきましては、KPIの誘致件数は2件に対し、平成28年度にイオン農場、そして今年度、トマトパーク徳島の2件の誘致が実現しております。本市の農業振興はもとより、新たなブランド育成やスマート農業の発展、生産性の向上や雇用に期待をしております。

3つ目の新規就農安定経営支援事業は、新規就農者を対象に、早期に農業経営の安定を図るため、初期投資を必要とする園芸施設や農業機械の導入といった設備投資を支援する本市独自の支援制度であり、KPIの支援制度利用者数、年間6人に対して、昨年度は5人の方が利用されております。新規就農者の方には、この制度を利用いただき、農業



経営の安定を図っていただきたいと思います。

以上、阿波市総合戦略の基本目標、地域における事業を3項目ご説明申し上げましたが、今年が阿波市総合戦略の仕上げの年となることから、次期総合戦略における仕事づくりを展望しつつ、本市の地域経済の活性化に向け取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 檜原伸君。

○10番（檜原 伸君） 事業目標を明確にするために、KPIの手法を取り入れたことについてというのは、これは大いに評価したいと思います。答弁にありましたとおり、3項目ともほぼ達成できているようですが、だからといって安心はしないでください。この実績に満足することなく、次期の総合戦略ではより高い目標を掲げ、地域経済の活性化を図っていただきたいと思います。

そして、私は3月定例会において、阿波市の基幹産業である農業の基盤となるのが労働力、そして農地、もう一つは、昔は水だったかもしれませんが、今は技術の3つだと言いました。このそれぞれの課題について再質問いたします。

まず、労働力からは、新規就農者を支援する農業次世代人材投資事業、今はこの名称になっておりますけれども、12年度に始まったときの事業名は青年農業就農給付金事業、この事業を大いに活用して、阿波市も担い手の確保、育成に取り組むよう要望いたしました。今はこの事業を活用して、新規就農者の数、阿波市が一番多いと聞いております。

その事業予算が昨年度から20億円以上減額をされ、地方自治体に混乱が走っているようです。新規就農者の皆さんは、この給付金を営農計画に織り込んで生計を立てていると思いますので、新規就農者支援への予算減額の影響について、阿波市の現状と対応をお聞きします。

2点目は、相続未登記農地への対応についてであります。

農水省によりますと、相続未登記農地や、そのおそれのある農地は、全農地の2割、93万ヘクタールを超すと言われております。こうした全国的に深刻化している所有者不明農地問題の解消に向けて、国は相続未登記農地の貸し付けを容易にしたり、さらに利用権設定期間の上限を5年から20年に延長しております。

阿波市には、旧町の農地台帳からのデータになりますけれども、138ヘクタールの相続未登記農地があると聞いております。全耕作面積の3.4%に当たる未登記農地を少しでも解消すべきだと思います。個人の所有権、また財産権にかかわるものだけに、慎重にな

らざるを得ないと思いますし、農業委員もこの規制緩和、運用したときに支障が出ないか不安がよぎると思いますけども、ぜひこの利用手続簡素化を最大限生かして活用して、利用権の設定や放棄地の再生に取り組んではどうか、所見をお伺いします。

3点目は、農業の3大要素、技術。国が進めているスマート農業実現への取り組みについてお聞きします。

阿波市においても、農家戸数は減少し続けており、将来的に1戸当たりの経営規模は増加してまいります。就業者人口が減少する中で、少ない人手で面積を守る、維持する技術が求められており、ICT、情報通信システムを駆使したスマート農業が注目されています。省力化に期待が持たれ、人手不足を乗り越えられる技術として、これからの日本の農業には不可欠と思われれます。ただ、そのスマート農業、これはもう集積率の高い北海道や東北地方ばかりに目が向いているように思われれます。中山間地を持ち、お米、野菜、果樹、畜産と、さまざまな農業が展開される阿波市においても、先進農業を後押ししてほしいのですが、自治体としてのお考えを聞かせてください。

○議長（森本節弘君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 榎原伸議員の再問、1点目に、新規就農者の支援に対する予算減額の影響と対策について。2点目に、相続未登記農地の対応について。3点目に、国が進めているスマート農業実現への取り組みについて、順次答弁させていただきます。

まず、新規就農者支援、国の制度であります農業次世代人材投資事業に対する国の予算減額の影響とその対策についてであります。農業次世代人材投資事業は、次世代を担う農業を志す者の就農前の研修に加え、経営開始型にあつては、年間最大150万円の支援が最長5年間受けられるため、本市においても60名にも及ぶ新規就農者の確保に大いに効果を上げております。しかしながら、国が当該事業について、議員ご指摘のとおり、今年度約20億円の予算を削減したことから、新規就農者の意欲の低下や、この事業を活用している営農者の間に不安が広がっております。

このような中、本市としましては、情報収集に努めるとともに、新規就農者の経営発展及び安定化に資するため、経営、技術、営農資金、農地の確保といった各課題に対応できるよう構成されたサポートチームや、今年度より新たに新規就農者訪問相談員を配置し、課題の早期発見、解決への支援を行っております。さらには、先ほども申しましたが、早期に農業経営の安定を図るため、設備投資に対して本市独自の支援制度であります新規就

農安定経営支援事業の推進を行っているところであります。

本市としましては、徳島県を通じ、国への本事業の予算確保の要望も継続的に行い、新規就農者が安心して営農できるよう、ひいては担い手の育成、確保を図り、地域農業の維持、発展に努めてまいります。

次に、相続未登記農地の対応についてであります。議員ご指摘のとおり、全国の農地の約2割を占めるとも言われております。相続未登記農地は、相続人全員の共有となっており、農地の集積、集約を行う場合、共有者の調査などがネックとなっております。

こうしたことから、国は今まで、共有持ち分の過半数の同意が得られれば、利用権の設定期間の上限が5年だったものを、平成30年5月に農業経営基盤強化促進法の一部改正を行い、20年に延長しました。これにより、共有者の2分の1を超える同意を得た共有者の代表が徳島県農地中間管理機構に対し、貸付希望農地として登録すれば、公募により借り手を探し、地域の担い手などの耕作者の方に長期にわたり貸し付けることが可能となります。

相続未登記農地は活用されず、荒廃化する懸念もあることから、徳島県農地中間管理機構、農業委員会などと連携し、今回の法改正とあわせて、農地中間管理事業について周知を図り、農地の有効活用と荒廃化の防止に努めてまいります。

最後に、国が進めているスマート農業実現への取り組みについてであります。国においては、現在AI、IoT、ロボット等の先端技術を駆使した農業、いわゆるスマート農業を推進しており、徳島県においても、省力、高品質、安定生産を実現するスマート農業の推進を図っております。既に県内には、ICTを活用した遠隔操作による水管理システムの現地導入を検討している稲作農家の方もおられます。また、県内のJAでも、スマート農業への取り組みが進められているとお聞きしております。

このような新技術について理解を深めるため、本市では徳島県が開催するスマート農業に関する研修会などに参加をしているところであります。このたび土成町に進出しましたトマトパーク徳島は、高度環境制御システムを導入しており、本市のスマート農業を牽引してくれる存在になると考えております。国を挙げて取り組むスマート農業による技術革新は、農業の将来を大きく左右することから、本市もその流れに乗りおくれることなく、徳島県やJA、さらには徳島大学などと連携を図り、本市におけるスマート農業の発展を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 檜原伸君。

○10番（檜原伸君） 部長からは3点一括して答弁をいただきました。

この新規就農者支援に関してだけ、ぜひ言わせていただきたいと思います。

安倍首相が新規就農者を年間2万人確保すると明言して、それまでの年齢制限45歳を50歳に引き上げて、対象を拡大したにもかかわらず、予算減額をする。非常に理解に苦しみます。

部長の答弁では、県を通じて、国への予算確保を要望するとおっしゃいましたが、余り期待はできないのではないかと思います。新規就農者の育成に大きく貢献してきた事業です。要望がかなわなかった場合、通らなかった場合、阿波市は補正予算を組んででもこの事業を継続するという、そういう決意をお願いしたいと思います。

次に、今阿波市議会には、校長先生のキャリアを持つ議員がお二人もおいでますので、教育関連の質問ってなかなか勇気が要るんですけども、教員の働き方改革、負担軽減についてお聞きしたいと思います。

先日、運動会の件で地元の小学校に行きました。2学期も始まり、どの先生も大変忙しそうに働いておりました。今、小・中・高の学校教員の長時間労働が話題になっております。私たちの時代と違って、平成に入って共働きの世帯がふえ、また地域社会も少子・高齢化や過疎化、ライフスタイルの多様化により、地域のつながりが希薄化して、教育への関心も低下しております。保護者、そして地域の私たちも学校に過度な期待をしてしまい、学校や教員に全て任せ過ぎているような気がいたしております。さらに、児童・生徒の状況も、不登校児童・生徒、あと特別支援学級、最近では阿波市でも、先ほど藤本議員も質問されておりました外国人児童・生徒がふえて、多様な児童・生徒の現状に配慮したきめ細かい指導が必要となっております。

このように、学校、教員側に求められるものが多くなり過ぎて、教員って聖職と呼ばれるゆえに、それに必死に対応してしまうこの状況が長時間労働を招いているのではないかと思います。校長先生、また教頭先生、教諭、どの職種も週の労働時間が50時間を超えていて、文部科学省によりますと、小学校教員の3割、中学校教員では6割が月に80時間以上の時間外労働をしていると。民間企業では、この働き方改革が進められているんですけども、学校はむしろ後退してのではないのでしょうか。誰か言ってました、学校はブラック企業だよと。文科省もやっと重い腰を上げて、給食費の公会計化を進めるよう各自治体に通知するなど、教員の働き方改革を推進しようとしております。阿波市では、学

校がブラック企業と言われないためにどのような負担軽減策を策定しているのかお聞きします。

○議長（森本節弘君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 樫原伸議員の一般質問、教員の働き方改革について、負担軽減への取り組みについてのご質問に答弁をさせていただきます。

学校を取り巻く環境が複雑化、多様化し、学校に求められる役割が拡大している中、平成28年度に文部科学省が実施いたしました勤務実態調査から、学校現場の長時間労働の常態化に対して、教職員の健康障害防止及びワーク・ライフ・バランスの実現等の観点から、早急な働き方改革の必要性が明らかになってまいりました。

こうしたことから、本市で取り組んでおります主な6つの働き方改革についてご説明をいたします。

まず1点目は、パソコンを活用して勤務時間記録簿を作成し、勤務時間の把握をするとともに、校長、教頭などによるその是正指導をしております。2点目は、阿波市中学校における運動部活動のあり方に関する方針を策定し、部活動における適切な休養日や活動時間の設定を行うとともに、部活動指導員や外部コーチの配置など、体制の整備を進めております。3点目は、夏季休業中のお盆期間の4日間を学校閉庁日とし、教職員の休暇取得を推進しております。4点目は、今年度よりICT教育の苦手な教員を手助けするため、教育委員会内のICT担当を2人に増員し、校務の効率化を進めております。5点目は、今年度より不登校を初めとする課題に対し、学校を支援するスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、学校行事の準備や授業を支援するスクール・サポート・スタッフを配置いたしました。6点目は、給食費の納付を原則口座振替とし、未収納の方については、督促及び訪問を教育委員会が行うことで、教員の負担軽減に努めております。

また、県教育委員会から、現在も教員の加配をいただいているところでございますけれども、今後も本市小・中学校の教員の負担軽減と、児童生徒一人一人に応じた教育を実現するため、一層の加配の要望をしております。

教育委員会といたしましては、教員がみずからを研さんできる機会を持ち、意欲と能力を最大限に発揮して、教員一人一人が情熱と誇りを持って働き、ひいては学校教育の質の向上につながるよう、引き続き学校現場の働き方改革を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（森本節弘君） 檜原伸君。

○10番（檜原 伸君） ただいま教育長のほうのご答弁では、基本的に勤務実態を把握するっていうのが基本だろうと思います。そこで、勤務時間管理簿を作成して、管理職による、管理職っていうのは一番現状をよく知っている校長先生だろうと思うんですけども、是正指導をする、そういった取り組みから始まりまして、6項目の取り組みを聞かせていただきました。

教職員の負担業務のトップに部活動があると思います。その部活動については、阿波市教育委員会ではガイドラインに沿った部活動の活動時間や休養日の設定がされているようです。恐らく、1週間のうち1日、2日は休養日に充てて、練習時間も活動時間もだらだら長くするんじゃなくて、集中して短時間で終わらすようにしてるんだろうと思います。これは業務改善につながると思いますので、続けてやっていってほしいと思います。

また、働き方改革で非常に重要なものに定数の見直しっていうのがよく取り上げられております。それを受けて、阿波市においても、今教育長もおっしゃってましたけども、県への加配要望を続けているようですので安心をしております。それ以外にも、スクール・サポート・スタッフの配置とか、給食費の未納の督促については教育委員会が行っていると、非常にそういった鋭意取り組んでいるようですけども、ただ一つ残念なのが、業務の多忙や負担感が大きいと思われる保護者やPTAの対応、また地域対応があると思うんですけども、その負担軽減策っていうのは聞かれませんでしたので、この点も検討をよろしくお願いをいたします。

教員の本分っていうのは、質の高い授業をするとあります。教員が病んでいてはそれかかないませんので、こうした阿波市独自の取り組みが教員の負担軽減につながり、健全な教育活動が実践されることを期待しております。

そして最後に、超高齢社会の到来が見込まれ、高齢者支援の充実が求められております。その基本とも言える健康づくりへの取り組みについてお聞きします。

今月15日は敬老の日であります。これまで、敬老の日っていうのは国民の祝日の一つと捉えていませんでしたけども、私も今66歳、高齢者の仲間入りですので、阿波市では高齢者支援の充実が図られているか非常に気になりまして、今回質問をいたします。

医学の進歩により、今や我が国は世界トップクラスの長寿国であります。現在、日本の65歳以上の人口は3,500万人を突破して、2016年の平均寿命のデータですけども、男性が80.98歳、女性は87.14歳まで伸びています。健康寿命といいます

と、男性が72.14歳、女性が74.79歳で、男性なら約9年間、女性においては約12年間、健康でない状態を生きることになります。つまり、約10年間、リハビリや介護などが必要な生活を送らなければならないということが言えます。

このように、男女とも長寿がふえて、人生100歳時代を迎えるとも言われるようになってきておりますが、高齢者の皆さんは、単に長く生きるというのではなくて、長く健康に生きることを望んでおります。ただし、寿命は誰にもわかりませんが、多くの方はぴんぴんころりを、ぴんぴんよたよたじゃなくて、ぴんぴんころりを願っているはずです。

阿波市では、健康寿命の延伸を図りながら、高齢者支援の充実に取り組むとあります。その基本とも言える健康づくりへの取り組みについてお聞きします。

○議長（森本節弘君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 樫原伸議員の一般質問3問目、高齢者支援の充実の健康づくりの取り組みについて答弁をさせていただきます。

本市では、妊娠、出産、乳幼児期から高齢期に至るまで、子どものころから健康な生活習慣づくりなど、あらゆる世代の健康にかかわるさまざまな保健事業を実施しています。中でも、生活習慣、食習慣の乱れに伴う糖尿病などの生活習慣病予防や疾病予防、重症化予防に重点を置いた取り組みとして、がん検診、特定健診の受診率向上に向け取り組んでいます。特に、特定健診の未受診者対策として、過去5年間に一度でも糖尿病型に分類され、近年検診を受けていない方を保健師、管理栄養士が訪問し、受診勧奨を行っています。また、保健指導、栄養指導として、メタボ該当者及び予備群の方を対象に、保健師や管理栄養士が訪問し、発症予防や重症化予防、また糖尿病性腎症に重点を置いた指導を実施しています。加えて、糖尿病や高血圧などの生活習慣病は、バランスのとれた食事や運動など、日々の生活の改善が予防につながることから、食生活改善推進員による野菜や塩分、糖度に着目した、年19回に及ぶ講習会の実施など、生活習慣病予防のための知識の習得や支援に取り組んでいます。

また、生活習慣病対策を市民の皆様に楽しく、みずから続ける習慣を身につけていただくための、昨年度導入した健康ポイント事業は、日ごろのちょっとした運動や健診を受診することでポイントがたまり景品がもらえるため、運動を始めるきっかけや各種検診の受診につながると考えています。

また、子どもからお年寄りまでの方が参加するAWAの道ウォーキングは、毎回参加者が増加し、昨年の参加者は686人に達しており、さらなる参加者の増加やモチベーショ

ンの継続を図るため、ウォーキングマップを全8コース作成するとともに、スタンプラリーを実施しています。加えて、本市の特産品である野菜を食事の最初に食べることで、血糖値の上昇を抑えることを目的とした阿波ベジファーストをインディゴソックスと協同で推進するなど、食とスポーツの連携による健康増進に取り組んでいます。

今後も、市民の皆さんが健康で生きがいを持って長生きできる人生100年時代が迎えられるよう、関係各課、関係機関と連携しながら健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 檜原伸君。

○10番（檜原 伸君） この受診率向上への取り組み、最初に言われましたけども、私は年末に市長を先頭に、チラシやポケットティッシュを配るだけかなと思ってましたけども、今の答弁では、未受診者に対して戸別訪問して受診の勧奨を行っているというのは、これは非常に驚きです。

さらに、健診結果から、メタボ、またはその予備群に対しても管理栄養士さんが個別指導をしていると。さらには、特筆すべきは、健康ポイント事業です。日ごろちょっとした運動や健診を受けたりしてもポイントがたまって景品がもらえる。この発想、アイデアが、阿波市健康福祉部から出たことに驚いております。健康づくりの取り組みっていえば、私などはケーブルテレビでよく阿波踊り体操とか代謝アップ運動ぐらいしか浮かびませんでしたので、このマンツーマンでの栄養指導や保健指導など、きめ細かい取り組みを高評価したいと思います。

行政としても、医療、介護費の削減にもつながり、年をとっても生き生きと暮らし、生きがい、やりがいを持って活躍する人が多ければ、阿波市の町のイメージアップにつながると思います。そうした崇高な次元の取り組みですが、ただ残念なのが、その成果があらわれるのが5年先や10年先かもわかりません。部長には、こうした地道な取り組みが高い評価を、10年後、20年後には得ると思いますので、担当職員のモチベーション維持を図りながら、なお一層の努力をお願いしたいと思います。

今、健康寿命の健康づくりへの取り組みを聞かせていただきましたけども、総合計画の中では、健康寿命の延伸を図りながら高齢者支援の充実を図っていくとあります。健康寿命を少しでも延ばす取り組みについて、私のほうから4点ほど提案したいと思います。

要介護や寝たきりになる要因の第1位は脳血管障害や認知症ではなく、筋肉、骨、軟



骨、椎間板といった体を支える、動かす運動器の障害だそうです。つけ加えますと、高齢者になると、加齢により、膝でしたら変形性の膝関節症とか、腰でしたら椎間板ヘルニア、脊柱管の狭窄症など、何らかの疾患を持つ人が多くなります。骨粗鬆症ぎみの人は圧迫骨折も起こしやすくなると言われていました。そうした痛みのために外出する頻度が減るとどうなるか。どうなるかといいますと、認知機能が低下して死亡率も上がる。人間ってというのは、2足歩行によってリズムよく歩くことが情報処理するこの前頭葉に好影響を与えて、認知機能を高めているからでありまして、歩くことの重要性をご認識いただけたでしょうか。

また、人の骨や筋肉の細胞っていうのは、医学的には100歳くらいだそうですけども、その量は20代、30代がピークで、40代以降は衰えていくそうです。ただ、悲観しなくても、この骨や筋肉は適度な運動で刺激を与えて栄養をとれば、衰えのスピードを緩やかにすることができると言われております。膝や腰が痛いから歩けない、歩きたくない、それでは認知症になり死亡率が上がる。また、医者いわく、骨や筋肉といった運動器は、軽度な運動や鍛えれば、衰えのスピードを緩めることができるという、そういった観点に立って、私なりの健康寿命の延伸策を提案させていただきます。

その1つは、各町に1周500メートルくらいの周回コースをつくる。

ウォーキングに関しては市内に、先ほど部長の答弁では8つのコースを設定されているようですけども、高齢者の軽度な運動や歩行という観点に立って、各自の体力に合わせて歩ける1周400メートルか500メートルくらいの周回コースを各町の公園内に設置してはどうでしょうか。

2つ目は、温水プールを備えた総合スポーツセンターの設置です。

水泳っていうのは有酸素運動、また筋肉トレーニング、どちらの要素も兼ねている。バランスよく全身の筋力を向上させることができると言われておりますので、非常に大きな予算を伴いますが、健康へのつながりを感じることができる温水プール、またトレーニングジムを兼ね備えた施設の設置を提案したいと思います。

3つ目が高齢者スポーツの推進です。

さきに言いましたウォーキング、水泳以外の高齢者に特化したスポーツを取り入れてはどうでしょうか。阿波市にはゴルフ場が3つもあります。また、徳島県で最初につくられた2面コートがあるグラウンドゴルフ場も宮川内谷川沿いにあります。こうした利点を生かして、楽しみながら体力づくりを推進してはどうでしょうか。

4点目は、阿波市らしく、農園の貸出制度の創設であります。

阿波市の基幹産業である農業には定年がありません。還暦過ぎても、その体力に見合った作業で汗を流して、丹精込めた野菜は近くの直売所に持っていけばお小遣いにもなる。これはJA、農業委員会などと連携をとり、定年者への農園貸出制度を創設して、長生き時代の理想郷にするというのはどうでしょうか。

以上、4つの提案ですけれども、所管が分かれますので、総括して市長にご答弁をお願いします。

○議長（森本節弘君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 榎原伸議員の一般質問3問目、高齢者支援の充実の再問で、健康寿命延伸策について答弁いたします。

徳島県の男性の平均寿命は80.32歳に対しまして、健康寿命が71.34歳ということで、その差が8.98歳であります。また、女性の平均寿命は86.66歳に対しまして、健康寿命が74.04歳で、その差は12.62歳となっております。健康でない期間が男女ともに長い状況でございます。

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる健康寿命を延ばしまして、平均寿命との差を少なくすることが、一人一人の生活の質を保ちながら、豊かな生活を送ることが、医療費などの社会保障費を軽減するためにも重要となってまいります。健康寿命を延ばすために、栄養、運動、社会参画の3つを意識しまして、日ごろの生活を見直すことにより、疾病予防や生活機能の維持向上につながるということが重要とされています。

このような中、国の施策としまして、健康寿命の延伸に向けて、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に取り組むことができるよう、健康保険法等の一部が改正され、今年10月に高齢者の特性を踏まえた保健事業のガイドラインが示される予定となっております。今後示されるガイドラインに基づきまして、保健事業と介護予防事業など、各種事業を一体化することで、健康寿命の延伸に取り組んでまいりたいと考えております。

先ほど榎原伸議員から4点の具体的な提案もいただいたんですけども、厳しい財政事情でございます。この事業が実施できますとははっきり言いませんけれども、そういうことも、意見をいただいたことも考えながら、関係機関と連携して、趣味や運動、生きがいづくりを支援しながら、健康寿命の延伸につなげてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本節弘君） 檜原伸君。

○10番（檜原 伸君） ただいま市長からは、保健事業と介護予防事業なども一体化して健康寿命の延伸を図っていききたい、そして私からの健康寿命の延伸策の提案につきましても、財政事情がとおっしゃってました。微妙な答弁ですけども、確かに2点目ですかね、スポーツジムに温水プールを兼ね備えたような施設は大きな予算伴いますけども、周回コースであったり、貸し出し農園制度っていうのは、そんなに財政負担がかからないと思います。

市長からも、当然この4つも視野に入れてと答弁もしていただきましたけども、市長ね、合併して今15年です。市民力も高まり、一体感が醸成されたこの阿波市に、市長も確かな手応えを感じていると思います。日々の暮らしに困らない安心、これを全ての人に保障するのは国家の役割ですが、健康で意欲ある高齢者が活躍できる社会、一人一人が希望をかなえ、能力を発揮し、生きがいを実感できる社会、これは地域や地方自治体が創造すべきです。適度な運動で心身の機能を維持することが健康寿命を延ばすという観点に立って、ぜひ全部とは言いませんので、1つでも実施をしていただきたいと思います。

そうすれば、長生きが怖いと言われない阿波市。また、8割の市民が住んでよかった、住み続けたいと答える阿波市を、10割の人が住んでよかった、住み続けたいと、そう思う阿波市になると思いますので、市長の英断に期待して質問を終わります。

○議長（森本節弘君） これで10番檜原伸君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

日程第 2 議案第45号 平成30年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 議案第46号 平成30年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 議案第47号 平成30年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第48号 平成30年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 議案第49号 平成30年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議案第50号 平成30年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 8 議案第 5 1 号 平成 3 0 年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 5 2 号 平成 3 0 年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 0 議案第 5 3 号 平成 3 0 年度阿波市水道事業会計決算認定について
- 日程第 1 1 議案第 5 4 号 令和元年度阿波市一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 2 議案第 5 5 号 令和元年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 3 議案第 5 6 号 阿波市阿波支所の地番の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 5 7 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 5 8 号 阿波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 5 9 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 6 0 号 阿波市印鑑登録条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 6 1 号 阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 6 2 号 阿波市体育施設条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 6 3 号 阿波市立学校施設使用条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 6 4 号 阿波市水道事業給水条例の一部改正について

○議長（森本節弘君） 次に、日程第 2、議案第 4 5 号平成 3 0 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 2 1、議案第 6 4 号阿波市水道事業給水条例の一部改正についてまでの計 2 0 件を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 4 5 号から議案第 6 4 号までについては、会議規則第 3 7 条第 1 項の規定により、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会、決算審査特別委員会に付託いたします。

各常任委員会、決算審査特別委員会におかれましては、第3回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審査されますようお願い申し上げます。

お諮りいたします。

議事の都合により、13日は休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本節弘君） ご異議なしと認めます。よって、13日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

17日午前9時30分から決算審査特別委員会、18日午前10時から総務常任委員会、19日午前10時から産業建設常任委員会、24日午前10時30分から文教厚生常任委員会です。

なお、次回の本会議は9月25日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時26分 散会